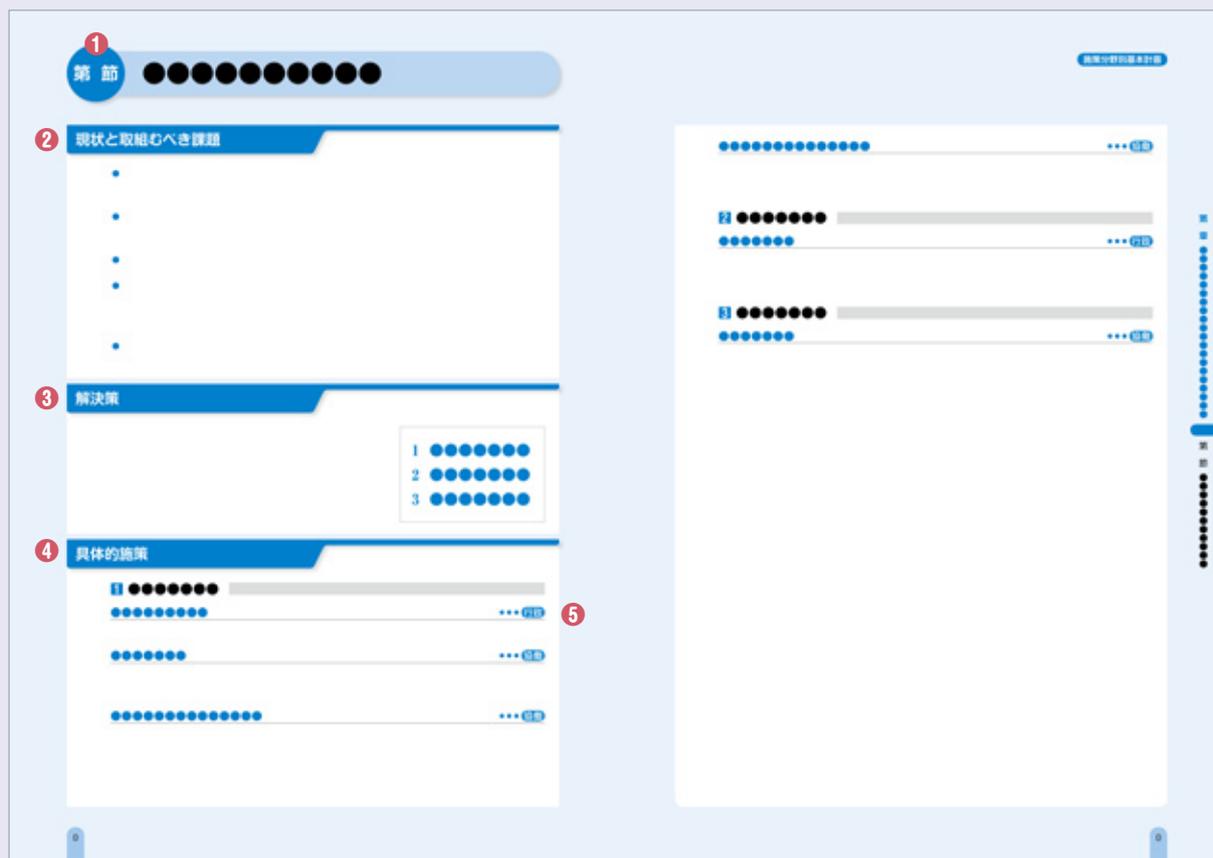


「施策分野別基本計画」

- 第1章 互いを認め合う、ふれあいのまちづくり
- 第2章 安全で安心して暮らせるまちづくり
- 第3章 健康で元気あふれるまちづくり
- 第4章 豊かな心と文化を育むまちづくり
- 第5章 人と環境にやさしいまちづくり
- 第6章 活力あるにぎわいのまちづくり
- 第7章 快適な生活を支えるまちづくり
- 第8章 効率的で明るい都市経営

施策分野別基本計画の見方



1【節】

取組むべき施策の基本方向を示しています。

2【現状と取組むべき課題】

その時代における市民ニーズを的確に捉え、取組むべき方向性と実施施策を見極めるに当たり、各分野別の現状と課題を示しています。

3【解決策】

明らかにされた現状と課題を踏まえ、具体的施策につながる方向性と解決策を示しています。

4【具体的施策】

具体的施策は、より実行性の高い概ね5年間の中期的計画の期間内に取組む施策とその内容を示しています。

5【取組主体】

具体的施策を実施していくに当たり、その取組主体を示しています。〔市民、事業者、行政、協働いずれかを表示〕

第1章

互いを認め合う、 ふれあいのまちづくり

～人権の尊重・市民協働の推進～

現状と取組むべき課題

- 本市は生涯学習都市宣言に掲げる「人間の尊重」及び亀岡市民憲章に謳う「平和と人権の根づくまち」に基づく人権尊重のまちづくりを基礎としています。
- 今後も、豊かな人権感覚と、差別のない人権尊重のまちづくりに向けて行動できる意識を育む啓発事業の深化が必要です。
- また、市民や関係団体による主体的な活動を促し、支援していくことが必要です。
- 人権に関わる活動の中核となる文化センター・児童館事業の活性化に向け、より広い範囲の市民の利用と住民同士の交流促進と人権を基本に据えたコミュニティの拠点施設として活性化を図る必要があります。
- 21世紀を「平和の世紀」とするため、世界の恒久平和を願い、平和な社会を実現する、市民をあげた具体的取組が必要です。

解決策

「世界連邦・非核平和都市」を宣言した市として、啓発及び学習機会の提供や交流機会の充実等によって、平和・人権の世紀にふさわしい、人権尊重と平和のまちづくりを進めます。また、人権に関わる活動の拠点施設である各文化センター・児童館の利用を促進します。

- 1 人権尊重の啓発
- 2 人権教育の推進
- 3 平和活動の推進

具体的施策

1 人権尊重の啓発

広報・啓発活動の充実

●●● 行政

インターネット等も活用しながら、広報活動・人権啓発活動、イベント等を充実します。

市民活動の支援

●●● 協働

人権啓発推進協議会等、主体的に人権啓発活動に取り組む人権啓発推進組織への支援を図ります。

文化センター・児童館事業の推進

●●● 協働

人権に関わる活動の中核となる施設に事業・人員等を集約し、市民参画のもとに地域と時代の状況変化に適応した事業を各地域で実施し、市民の人権意識の高揚と人権を守り育むコミュニティ拠点施設としての活性化を図ります。

人権侵害被害者救済に向けた法整備の要請

・・・協働

国に対し、市民団体や他の自治体、各関係機関との連携により、実効性のある法律の制定を要請します。

2 人権教育の推進

学習機会の提供

・・・行政

人権教育講座等の学習機会を提供するとともに、人権教育啓発指導員の講師派遣及び情報提供を実施します。

3 平和活動の推進

平和推進事業の実施

・・・協働

「世界連邦・非核平和都市」を宣言した市として、ホームページや広報紙等で平和の発信をPRし、特色ある平和活動における内容の充実を図るとともに、市民による主体的な平和活動への取組を促進します。



平和祈念式典

現状と取り組むべき課題

- 男女共同参画に向けた意識改革のため、地域や家庭、学校等において、生活に密着し、課題解決につながる具体的な仕掛けや枠組みを構築することが必要です。
- 「亀岡市男女共同参画条例」に基づき、社会のあらゆる分野における政策や方針決定過程に女性の参画を進めることが必要です。
- 配偶者等からの暴力の根絶に向け、DV被害者の支援をさらに効果的に進めることのできるシステムづくりが必要です。
- 女性登用の数的拡大とあわせて、審議会等政策・方針決定の場で活躍できる人材の確保及び育成が必要です。

解決策

男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野に参画し、互いに責任をもつことができる男女共同参画社会の形成を進めます。

- 1 男女共同参画意識の形成
- 2 男女共同参画社会の実現

具体的施策

1 男女共同参画意識の形成

男女共同参画社会への意識変革の促進

・・・行政

広報活動や学校教育、生涯学習等の様々な場を通じ、これまでの社会制度・慣行の見直しや固定的性別役割分担意識の解消等、意識変革に向けた啓発や教育、情報提供を推進します。

また、仕事と家庭、地域生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）のための環境の整備を促進します。

2 男女共同参画社会の実現

政策・方針決定過程への女性の参画の促進

・・・行政

多様な分野における政策・方針決定過程への女性の参画促進に向け、女性人材の登録等の活用を進めながら、審議会や委員会への女性の積極的な登用や、女性参画を支援する環境づくりを推進します。

暴力の根絶に向けた環境整備

・・・行政

マタニティ・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント、配偶者等からの暴力などあらゆる暴力の根絶に向け、啓発活動を推進するとともに、相談体制を充実します。



ゆう・あいフォーラム

現状と取組むべき課題

- 価値観やライフスタイルの多様化で地域社会における人と人とのつながりが希薄化する傾向にあり、地域力の衰退が懸念されています。
- 多様な市民ニーズに対応した、新しい時代のコミュニティ活動のあり方を考える必要があります。
- コミュニティ活動の活性化のため、コミュニティ活動を誰もが参加しやすいものとして推進していくことが必要です。

解決策

地域のつながりや市民と行政による協働によって、自発的に参画できるコミュニティ活動ができるまちづくりを進めます。また、地域特性を活かした多彩な事業実施により地域間・住民間交流を促進します。

- 1 コミュニティ活動の推進
- 2 連携の強化

具体的施策

1 コミュニティ活動の推進

コミュニティ活動への参加の促進

●●● 市民

住民ニーズにあったコミュニティ活動を推進するため、コミュニティ組織の役員会等での協議を促進します。

住民へのコミュニティ活動の周知

●●● 市民

コミュニティ活動を広く市民に周知するため、PR活動を充実します。

研修・先進地視察・情報交換

●●● 協働

情報収集のため、亀岡市自治会連合会における市内自治会活動の情報交換や先進地視察などの活動を促進します。

2 連携の強化

コミュニティの相互連携の促進

●●● 協働

共通課題の解決や協働の取組によるコミュニティの活性化に向け、コミュニティ組織間の連携・協力や情報交換を促進します。

コミュニティ組織と行政の連携の推進

●●● 協働

コミュニティ推進員制度等を活用して各町における自治会、各種団体との連携を図り、地域活動の母体となる住民組織との連携を推進します。



コミュニティの活動

現状と取組むべき課題

- 本市は、「市民の参画と協働の推進」をまちづくりの基本理念として掲げており、「亀岡市まちづくり協働推進指針」及び「第2次亀岡市まちづくり協働推進実施計画」に基づき、協働の施策推進を図っています。
- 本市を取り巻く現状を市民と行政が客観的に受け止め、共に考えていくためには、その基礎となる情報共有、様々な立場の人や組織が得意なことを持ち寄り、課題解決を図るための仕組みや基盤づくりが必要です。
- これまでの市民活動団体の数的拡大や活動を支援する段階から、課題解決に向けて成果が見える取組の支援へと移行する必要があります。
- 「協働」を課題解決の手段として、一部の取組ではなく、全市的な取組へと発展させる必要があります。

解決策

「第2次亀岡市まちづくり協働推進実施計画」の着実な実施を図ります。

1 市民協働の推進

具体的施策

1 市民協働の推進

協働を促進するプロモーションの強化

●●● 協働

多様な主体の協働に対する理解を促進するため、市民、市民団体、事業所等へ、協働を促す情報発信を充実します。

市民活動への寄附を受け入れる基金の創設と運用

●●● 協働

市民の活動を市民等が支援する仕組みとして、市民活動への寄附を受け入れる基金づくりを推進します。

地域資源を循環させる仕組みづくりの構築と推進

●●● 協働

地域の課題解決への取組を促進するため、コミュニティビジネスの取組を支援します。

協働コーディネーターの仕組みづくり

●●● 協働

地域の課題解決に向けた活動のアドバイスや人材・組織の仲介等を行うコーディネーターの配置を図ります。

亀岡市を応援する組織づくり

・・・協働

市内の観光や特産品、定住環境、事業用地に関する情報発信等を市域を越えて展開するため、市外で活躍する亀岡市出身者等のネットワーク化により、亀岡市を応援する組織づくりを推進します。



まちづくりに関するワークショップ

第2章

安全で安心して暮らせる まちづくり

～安全・安心の推進～

現状と取組むべき課題

- 本市は「安全・安心のまちづくり」を協働で実現していくためセーフコミュニティのまちづくりに取組んでおり、「WHO（世界保健機関）地域の安全向上のための協働センター」による認証を日本で初めて取得しました。
- より多くの市民、地区がセーフコミュニティの推進に参画する仕組みづくりが必要です。
- 犯罪・外傷データの抽出と、その削減に向けた、地域における具体的な活動の展開が必要です。
- 協働による安全・安心のまちづくりを継続していくため、再々認証に向けた申請等が必要です。

解決策

わが国で初めてセーフコミュニティの認証を受けたまちとしての成果を活かし、地域のつながりや市民と行政の協働によって、安全・安心なセーフコミュニティのまちづくりを進めます。

- 1 安全・安心を推進するための組織と仕組みづくり
- 2 安全・安心を守る地域活動の展開
- 3 外傷発生状況の把握と取組効果の測定・分析
- 4 インターナショナル・セーフスクール活動の推進

具体的施策

1 安全・安心を推進するための組織と仕組みづくり

横断的ネットワークの拡充と活動推進

・・・協働

亀岡市セーフコミュニティ推進協議会等、安全・安心を推進するネットワークの横断的な連携強化と併せ、活動を推進する仕組みづくりを進めます。

日常的な啓発活動の充実

・・・行政

誰にもわかりやすいセーフコミュニティの解説を広報紙やホームページに掲載するとともに、本市全体や地域の取組状況の紹介を推進します。

シンポジウムや研修会の開催

・・・協働

セーフコミュニティに関するシンポジウムや研修会を実施します。

セーフコミュニティ国際ネットワークのメンバーシップ維持

・・・行政

セーフコミュニティの再々認証に必要な諸条件を整え、「セーフコミュニティ認証センター」への申請を実施します。

2 安全・安心を守る地域活動の展開

安全・安心のプログラム構築

・・・協働

モデル地区において、安全・安心を守るためのプログラムを構築します。

地域におけるセーフコミュニティ活動の促進

・・・協働

セーフコミュニティ活動の促進に向け、安全・安心の取組を推進します。

3 外傷発生状況の把握と取組効果の測定・分析

外傷発生状況調査に基づく動向把握と対策

・・・協働

市内等で発生する外傷関連データ（交通事故、転倒、自殺等）の定期的な把握と調査・分析を行い、優先的に取組む課題の特定と対策を実施します。

予防プログラムの効果測定と対応

・・・協働

取組による地域への影響や効果を測定し評価することで、より外傷を減少させ、安全を向上させるためのプログラムへの改善とその実施を図ります。

4 インターナショナル・セーフスクール活動の推進

インターナショナル・セーフスクール活動の推進

・・・協働

子ども自らが身を守る力を育むとともに、地域や保護者との絆をさらに深め、誰もが安全に、安心して過ごせる学校・保育所づくりを推進します。



ISS活動



現状と取組むべき課題

- 自然災害は、急激な気象変動なども一因となって広域化・激甚化する傾向にあり、市民、関係機関、行政等が『自助・共助・公助』の役割を認識するとともに、一体となって連携し、防災対策・減災対策に取り組む必要があります。
- より多くの市民、関係者が参加できる防災・減災のための啓発・体験企画の検討が必要です。
- 自主防災会・消防団等の参画により、地域の状況に応じた体制整備が必要です。
- 災害時要配慮者への支援など、防災や減災に関わる制度の有効かつ実戦的な運用を図る必要があります。
- 大規模災害発生時において、地域の状況に精通し、動員力を有する消防団及び常備消防力の強化が必要です。

解決策

防災ふるさと力の向上を目指し、「自助・共助・公助」のそれぞれの機能が有機的に連携することで、地域防災力の強化を図ります。

また、常備消防施設を増強整備し、複雑多様化する災害、救急事案に備えます。

- 1 防災意識の啓発
- 2 防災体制の強化
- 3 消防・救急体制の強化

具体的施策

1 防災意識の啓発

総合防災訓練の実施

・・・協働

防災に関する知識・技術の習得と防災・減災に関する意識の啓発に向け、総合防災訓練や防災講演会の実施を推進します。

ハザードマップの作成

・・・行政

防災意識の啓発に向け、自然災害に関わる各種ハザードマップを充実します。

2 防災体制の強化

「地域防災計画」の見直し

・・・行政

「地域防災計画」について、現状に即応した修正を行い、実効性のある計画づくりを図ります。

ふれあいネットワーク制度の充実

・・・協働

避難行動要支援者を含む災害時要配慮者の視点に立った支援計画や運用方法、福祉避難所の整備を推進します。また、避難行動要支援者名簿の活用や自主防災会、民生委員・児童委員、社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会、自治会と防災関係機関・組織との有機的な連携を図ります。

情報伝達機能の強化

・・・行政

同報系防災行政無線等の整備により防災情報伝達機能を充実します。

避難所の充実

・・・行政

避難所の安全確認、食糧や資器材の京都府との共同備蓄による物資の供給体制の強化、及び避難所開設マニュアルに基づく運営体制の確立とともに、ジェンダー等の視点を取り入れた避難所を充実します。

また、現状ニーズに配慮した避難所の追加指定を図ります。

原子力災害への対応

・・・行政

原子力発電所等における事故による災害を想定し、医薬品の備蓄、予防・防護体制の整備、避難計画の策定を検討します。

避難行動要支援者名簿の整備

・・・行政

災害救助法に定められた避難行動要支援者名簿を整備し、避難に支援を要する人を把握するとともに、発災時には確実に避難所への避難ができるよう、個別避難計画等の体制整備を推進します。また、名簿情報を関係機関と共有するため、登録者に対しての同意確認を進めます。

3 消防・救急体制の強化

消防団員確保に向けた取組の推進

・・・協働

団員の確保に向け、団員募集チラシの配布や自治会と連携した勧誘活動に努めます。

また、入団しやすい消防団の環境づくりに努めます。

消防団活動の強化

・・・行政

消防団活動に必要な資機材を配備し、消防力の向上を図ります。

また、消防団員が勤務する事業所に対して、消防団活動への理解と協力を要請します。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化

・・・行政

消防団を中核とし、消防機関や自主防災会等が適切な役割分担及び相互の連携協力を図るための教育訓練等を実施することで、地域における防災体制の強化を図ります。

常備消防力の強化

・・・行政

地域の状況に応じて消防署所新設等の整備を要請します。

また、消防職員の増員や消防車両・高規格救急車両・消防資機材・救命用資機材の充実を要請します。

市民による救急活動の強化

・・・行政

市民救急員や応急手当普及員のさらなる養成に向け、消防機関と連携し応急救護知識の普及啓発を図ります。

救急医療体制の整備

・・・行政

救急患者受入時間の短縮を図るため、救急医療体制の充実を関係機関に要請します。



総合防災訓練（集団避難訓練）

現状と取り組むべき課題

- 本市は交通安全都市宣言を行って交通安全運動を展開するなど、交通安全や防犯などに対し、市民ぐるみの安全で安心なまちづくりに取り組んできました。
- 市民一人ひとりの交通安全意識を啓発し、市民ぐるみで交通安全に取り組むとともに、安全・安心な道づくりを進める必要があります。
- 市民による主体的な防犯活動の促進及び支援体制の強化が必要です。また、犯罪被害者等に対する相談体制の充実が必要です。

解決策

市民一人ひとりの交通安全意識の普及及び高揚を図り、交通事故死傷者の根絶を目標として、市民ぐるみで交通安全対策を進めます。また、犯罪のない安全で安心できるまちづくりのために防犯環境の充実に取り組みます。

- 1 交通安全の推進
- 2 防犯環境の充実

具体的施策

1 交通安全の推進

交通安全の学習・啓発機会の充実

●●● 協働

交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践する市民の意識啓発を図るとともに、高齢者交通安全教室や小学生を対象とした交通安全子ども自転車大会の実施を推進します。

交通安全運動の推進

●●● 協働

交通安全の普及に向け、亀岡市交通安全対策協議会を通じて関係団体が連携する街頭啓発や交通安全功労者の表彰を実施します。

高齢者による交通事故の防止

●●● 行政

高齢者による交通事故を防ぐため、啓発物品の配布や交通安全教室を行うとともに、運転に不安のある高齢者を対象に運転免許証の自主返納を促す取組を推進します。

交通安全施設の整備

●●● 行政

安全・安心な道づくりのため、「亀岡市通学路交通安全対策プログラム」等に基づき、通学路等の危険個所の安全対策を実施し、通行の安全確保と交通事故の抑制を推進します。

2 防犯環境の充実

啓発活動の推進

・・・協働

現在活動されている防犯団体を核として、その活動を支援します。

街路灯の整備

・・・協働

自治会等の要望に基づき、危険度・緊急度の高い箇所への公衆街路灯の設置を推進します。

また、自治会管理街路灯の負担に対する効果的な助成を推進します。

防犯カメラの整備

・・・協働

犯罪の発生を未然に防ぐため、防犯カメラの設置等を図り、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

犯罪被害者支援の充実

・・・行政

犯罪被害者支援について、亀岡警察署をはじめ関係機関と連携しながら支援体制を充実します。



交通安全パトロール



交通安全教室



春の交通安全運動

現状と取組むべき課題

- ますます巧妙化する悪質商法や架空請求詐欺等の特殊詐欺、製品事故、食の安全を揺るがす事故や事件が発生し、消費生活をはじめとする日々の生活への不安が高まっています。
- 市民が自ら学び、行動することで消費者被害を未然に防ぎ、安心できる消費生活が営めるまちづくりを推進する必要があります。
- 被害を受けた人が身近なところで気軽に消費生活について相談し、被害の回復や拡大防止のできる体制づくりが必要です。

解決策

消費者被害を未然に防ぎ、安全で安心できる消費生活を営めるまちづくりを推進します。

- 1 消費者への啓発
- 2 消費生活相談の充実

具体的施策

1 消費者への啓発

消費生活学習活動や日常的な啓発活動

●●● 行政

市民のきめ細かなニーズや必要性に対応し、市民向け講座の開催や地域・団体等の学習会への講師の派遣、広報活動を推進します。

2 消費生活相談の充実

消費生活相談の実施

●●● 行政

「亀岡市消費生活センター」の機能を拡充し、窓口や消費者ホットラインでの消費生活相談を充実します。

消費者被害の防止

●●● 行政

消費生活専門相談員による苦情・相談処理や事業者との斡旋等を実施し、PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）を通じて国や京都府との連携を強め、消費者被害の防止に努めます。

第3章

健康で元気あふれる まちづくり

～健康づくり・福祉の充実～

現状と取組むべき課題

- 本市においても平均寿命が伸長する中、健康寿命の延伸に向けて、食生活や運動不足等が原因となる生活習慣病の増加や健康格差が、解決すべき課題となっています。
- 「かめおか健康プラン21（亀岡市健康増進計画）」に基づき、一人ひとりの健康を地域や社会全体で支える「ヘルスプロモーション」による健康づくり活動を推進していくことが必要です。
- 妊娠・出産や子どもの健やかな成長・発達が安心してできるよう、発達段階に応じた母子保健サービスなどの環境づくりが必要です。
- 生涯を通じた健康づくり、生活習慣病や介護の予防、がん検診の受診促進等により、健康寿命の延伸、QOL（生活の質）の向上を図る必要があります。
- 市民が安定的・継続的に医療を受けられるためには、市内医療機関や公立南丹病院等と連携して地域医療体制を充実していくとともに、かかりつけ医を中心とした医療連携ができる地域づくりを推進する必要があります。

解決策

「かめおか健康プラン21」を積極的に推進し、家庭、職場、地域での健康に対する意識の向上を図ります。

また、健康管理、疾病予防、生活習慣病・介護予防等の保健事業を充実させ、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた施策を推進します。

市民が安定的・継続的に医療を受けられるために、かかりつけ医を持つことの必要性を啓発するとともに、国・府の施策動向を踏まえ、市民と医療・介護・福祉の関係者が一体となった地域医療を推進します。

地域医療を支える公立病院として市民に信頼される市立病院づくりを推進するとともに、市内医療機関や公立南丹病院等とも連携して安心できる地域医療体制の構築に努めます。

- 1 健康づくりへの支援
- 2 保健事業の充実
- 3 地域医療の推進

具体的施策

1 健康づくりへの支援

仲間と取組む「健康な地域づくり」の支援

●●● 行政

健康づくりに関わる市民活動と連携し、地域の声のかけあいや仲間づくりの促進、手軽で身近な健康づくりの紹介・実践など、家族や地域の健康づくりを応援できる人材の育成を推進します。

人生の「節目」ごとの健康支援

・・・行政

環境や人間関係の大きな変化が心身にも影響することのある育児期や退職期などライフステージの節目において、健康づくりの情報提供や支援を推進します。

保健・医療・福祉・教育との連携、協働による健康づくり

・・・行政

保健・医療・福祉・教育などの関係団体や関係機関と連携・協働しながら、効率的、効果的な支援を推進します。

健康意識の啓発

・・・行政

広報紙・ホームページなどの媒体を通じた情報提供や健康いきいきフェスティバルなどのイベントによって、健康づくりの意識啓発に努めます。

2 保健事業の充実

安全・安心な出産の支援

・・・行政

安心して妊娠期から出産後を過ごせるよう、母子健康手帳とともに、妊婦健診や歯科健診の受診券を交付し、定期的な受診を支援するとともに必要な情報提供や相談支援を行います。

乳幼児期の各段階に応じた母子保健の推進

・・・行政

新生児期から乳児期・幼児期に家庭訪問や健診、相談、教室等を実施し、異常の早期発見、育児不安の軽減を図り、児童虐待の防止等にも努めます。

生活習慣病の予防

・・・協働

生活習慣病の予防に向け、食生活や運動、休養（睡眠等）の改善を促すとともに、すべての世代の心身の健康を促す良い生活習慣づくりのため、相談・指導・教育活動を充実します。

各種健（検）診の充実

・・・行政

がん検診等の受診状況を把握し、受診しやすい環境づくりに努めます。

予防接種の実施

・・・行政

疾病予防のため、亀岡市医師会等の協力により各種予防接種を実施します。

感染症予防対策の実施

・・・行政

京都府南丹保健所、亀岡食品衛生協会等関係機関と連携し、感染症予防のための啓発活動を実施します。

また、緊急時には、京都府をはじめ関係機関と連携を図り、発生状況・対応等に係る情報を迅速に把握するとともに、適正な注意喚起や対処方法等の情報発信に努めます。

3 地域医療の推進

地域医療の連携体制の構築

・・・行政

医師会等関係機関と連携・協力し、かかりつけ医制度の普及を推進するとともに、かかりつけ医の後方支援体制の充実を図り、介護・福祉を含めた地域医療連携体制の構築に努めます。

市立病院診療体制の充実

・・・行政

医療スタッフの確保や高度医療機器の整備等を図りながら診療体制の充実に努め、医療制度改革に則した地域における効率的かつ質の高い急性期を中心とした医療を展開し、市民に信頼される市立病院運営に努めます。



亀岡市立病院

現状と取組むべき課題

- 少子高齢化の急速な進展等により家族や地域社会の絆が弱まり、社会から孤立する人々が増えています。
- 希薄化した地域住民のつながりを取り戻し、孤立しがちな人々を支援するため、地域住民の参加・行動による福祉活動の充実が必要です。
- 地域に密着した福祉コミュニティ活動の相談・援助者としての人材育成と活動の支援・促進が必要です。
- 生活困窮者の抱える多様な要因の解決・援護に向け、相談体制・機能の充実による自立の支援及び生活保護制度の適正な運用が必要です。

解決策

地域社会のネットワークと信頼関係を醸成し、福祉コミュニティを推進する基盤の整備とユニバーサルデザインの導入により、住み慣れた地域で支え合い助け合う顔の見えるまちづくりを進めます。

また、生活困窮者等に対する相談体制・機能の充実とともに生活保護制度の適正な運用を推進します。

- 1 支え合いの基盤となる「福祉コミュニティづくり」の推進
- 2 人材育成とネットワークの構築
- 3 生活保護制度の適正な運用

具体的施策

1 支え合いの基盤となる「福祉コミュニティづくり」の推進

地域のコミュニティづくりの支援

●●● 協働

社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会等と連携して、地域の人同士が「話し合い」「助け合い」などの支え合い活動を実践するための高齢者サロン活動、子育てサロン活動、老人クラブ活動、地区社協活動を支援します。

地域生活を支えるしくみづくり

●●● 協働

何らかの支援を必要とする人が地域で生活し続けるために、専門的な支援を行うことができるよう、社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会と連携し、くらしのサポートやファミリーサポートの充実、権利擁護事業などを実施します。

また、市民からの相談に応じる相談支援員を配置し、相談支援体制の確立を図ります。

施設のバリアフリー化の推進

・・・行政

公共施設や民間施設のバリアフリー化を促進し、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

2 人材育成とネットワークの構築

要支援者の見守り体制の充実

・・・協働

支援を必要とする人の発見・予防・解決のため、民生委員や自治会等における見守り活動の推進、孤立防止対策事業としてのライフライン事業者との見守り協定の推進や社協寄り添いサポーターの拡大等、重層的な見守り体制の充実を、各団体と連携しながら推進します。

福祉人材の育成

・・・協働

福祉コミュニティの推進を担う人材として積極的な活動を促進するため、社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会等と連携し、寄り添いサポーター・くらしのサポート協力会員・ファミリーサポートまかせて会員の養成、高齢者サロン等の支援者に対する出前講座、民生委員・児童委員の研修など、人材育成を図ります。

3 生活保護制度の適正な運用

最低生活の保障と自立助長

・・・行政

生活困窮者に国が定めた保護基準に基づく扶助を実施するとともに、社会的・経済的自立に向けて支援します。

現状と取組むべき課題

- 子育ての不安感や育児負担感の増大、地域における子育て力の低下等の懸念に対し、地域社会全体で子育てを支援する仕組みが必要です。
- 共働き家庭の増加などに対し、子育てと仕事の両立が図れるよう、利用しやすい保育サービスの充実が求められています。
- 子どもの人権を脅かす問題の増加に対し、関係機関とのネットワーク等による発生予防、早期発見・早期対応が必要となっています。
- 離婚などによるひとり親家庭の増加に対し、自立と生活の安定のための相談体制の充実や、支援制度の情報提供が必要となっています。
- 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しや、仕事と子育ての両立が図れるよう、利用しやすい保育サービスの充実が求められています。

解決策

すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、地域ぐるみで子育てを支援する体制づくりの充実を図るとともに、多様な働き方に対応した保育サービスの充実に取組みます。

また、児童虐待等の防止及び早期発見、ひとり親家庭等の自立支援の推進など、子どもの健全な育成が保障される支援体制の充実に努めます。

- 1 地域ぐるみの子育て支援
- 2 保育所(園)の充実
- 3 配慮が必要な子どもと家庭への支援の充実

具体的施策

1 地域ぐるみの子育て支援

子ども・子育て支援事業の推進

●●● 協働

子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図るため、亀岡市子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域における子育て支援の充実に向けて、利用者支援に係る事業をはじめとする各種施策・事業を推進します。

地域子育て支援拠点事業の推進

●●● 協働

亀岡市子育て支援センターを中核施設として、社会福祉法人やNPO法人等既存の施設やノウハウを活用しながら地域子育て支援拠点事業を推進します。

ファミリー・サポート・センター事業の推進

・・・協働

地域における子育ての相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業の充実のため、会員登録者の増加と援助活動を促進します。

妊娠・出産から子育てまで切れ目ない支援の推進

・・・協働

関係機関と連携する中で、子どもの育ちと子育て家庭の支援を行い、妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を行います。

子育てに関する情報の提供

・・・協働

すべての子育て家庭が、子育てに関する必要な情報を得られるように、市のホームページや広報紙などを活用した情報提供を充実するとともに、亀岡への移住をサポート、支援します。

子育てに関する相談体制の充実

・・・行政

子育て支援センターや保育所（園）、幼稚園の子育て相談事業の充実を図り、身近な場所で気軽に相談ができる体制を整備します。

青少年健全育成活動の実施

・・・協働

亀岡市青少年育成地域活動協議会等の地域住民組織を中心に、子どもを取り巻く有害環境対策の推進など、地域のつながりの中で青少年の健全育成を推進します。

子育て支援ネットワークづくり

・・・協働

子育て支援に関わる関係機関が情報の共有、適切な情報発信、連携した取組を図る協働のネットワークづくりを促進します。

子育て世代が働きやすい職場づくり

・・・協働

部下の育児やワーク・ライフ・バランスに理解のある経営者や上司を育てる取組など、市内事業所による女性や子育て世代が働きやすい職場づくりを促進します。

こども医療費助成制度の拡充

・・・行政

子育て家庭が安心して子どもの医療を受けられるよう、こども医療費助成制度の拡充を図ります。

2 保育所（園）の充実

保育サービスの充実

・・・行政

低年齢児（0～2歳）の受け入れ枠の拡充や延長保育、病児・病後児保育、一時預かり事業など多様な保育サービスを充実します。

施設の整備

・・・行政

多様化する保育ニーズに応じた保育所機能の整備や、集団活動の効果を維持できるよう、施設の適正な規模及び保育所の配置を検討します。

3 配慮が必要な子どもと家庭への支援の充実

児童虐待防止対策の充実

・・・行政

児童虐待等の防止及び早期発見のため「亀岡市要保護児童対策地域協議会」の活動を強化するとともに、関係機関との連携により虐待等の事象に速やかに対応する体制を整備します。

ひとり親家庭への支援

・・・行政

ひとり親家庭の自立・就業を促進・支援し、生活基盤の安定を図ります。

相談支援体制・情報提供の充実

・・・行政

配慮が必要な子どもと家庭への支援に向け、子育て等の問題や悩みについて相談・助言をする家庭児童相談室等の相談支援体制や、子育てに関する情報提供を充実します。



保育所風景

現状と取り組むべき課題

- 本市における65歳以上の高齢化率は26%を超え（平成28年1月1日現在）、一人暮らし高齢者や高齢世帯が増加しています。また今後も高齢者人口の増加が予測されます。
- 高齢者が生きがいをもって生活し、社会がその力を引き出せるよう、多様な世代との交流の機会づくりなど社会参加を促進していく必要があります。
- 健康寿命を伸ばすとともに、地域包括支援センターを中心に、介護を必要としないための介護予防を総合的に推進することが必要です。
- 住み慣れた地域で生活し続けられるよう、高齢者の生活の自立を支援するとともに、介護サービス供給体制の充実が必要です。
- 認知症への理解や正しい知識を普及するとともに、認知症高齢者及び家族介護者を地域で支え、高齢者の人権を守る取組を進める必要があります。

解決策

「亀岡市いきいき長寿プラン（亀岡市高齢者福祉計画・第6期亀岡市介護保険事業計画）」に基づく各種施策の点検・評価を行い、3年ごとにプランを見直して総合的な高齢者福祉の推進を図ります。また、高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいきと充実した生活を送ることができる地域社会を構築します。

- 1 **生きがいづくり・社会参加の促進**
- 2 **健康づくりの推進と介護予防の充実**
- 3 **介護保険サービスの基盤整備・自立生活への支援**
- 4 **認知症高齢者・家族への支援**

具体的施策

1 生きがいづくり・社会参加の促進**活動団体の育成**

・・・行政

高齢者の地域・社会参加を促進するため、老人クラブの活動支援や市民活動団体・組織の育成・支援を図ります。

学習・スポーツ活動の促進

・・・協働

健康でいきいきとした高齢期を過ごせるよう、生涯学習やスポーツを通じた世代を超える交流や仲間づくりを促進・支援します。

社会活動への参加や就労機会の確保

・・・協働

高齢者の知識や経験を活かした社会活動への参加や就労機会の確保を支援します。

2 健康づくりの推進と介護予防の充実

「かめおか健康プラン21」に基づく健康づくり運動の実施

・・・行政

ライフステージに応じ、食生活や運動・口腔・こころなど健康に関する知識普及の充実を図ります。また、生活機能低下や閉じこもりの予防のため、心身活動が低下している人への相談指導を充実します。

介護予防知識の普及・啓発活動

・・・行政

高齢者に自主的な介護予防への取組を促すため、介護予防に関する基本的な知識の普及・啓発や情報提供を推進します。

高齢者の総合相談窓口の充実

・・・行政

地域包括支援センター及び老人介護支援センターを中心とした相談体制を充実します。

介護予防事業の推進

・・・行政

将来的な要支援・要介護状態を予防し、健康でいきいきとした生活が送れるよう、生活習慣の改善に向けた自主的な取組を支援します。

3 介護保険サービスの基盤整備・自立生活への支援

いきいき長寿プランの見直し

・・・協働

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が継続できるように「いきいき長寿プラン」を見直し、介護保険制度のサービスを含めた総合的な施策を推進します。

介護保険サービス供給体制の整備

・・・協働

要介護（支援）者が状態に応じて必要なサービスを利用できるよう、居宅サービスや施設サービス（特別養護老人ホーム等）などの供給体制を充実します。

一人暮らし高齢者等の自立支援と家族介護者等の負担軽減

・・・行政

一人暮らし高齢者等の家庭生活の継続と、家族介護者等の介護負担の軽減及び心身の回復が図れるように、各種施策による支援を充実します。

4 認知症高齢者・家族への支援

正しい知識の普及

・・・協働

認知症に対する誤解や偏見をなくすため、正しい知識の普及啓発を図ります。

認知症高齢者及び家族等への支援

・・・協働

家族介護者の精神的・身体的負担軽減のため、情報提供・交流・リフレッシュの機会づくりと、地域における認知症高齢者を見守る体制づくりを促進します。

人権意識の啓発と高齢者の権利擁護

・・・協働

高齢者の人権が守られるように、あらゆる機会を通じた啓発活動と併せて、虐待や消費者被害の防止、権利擁護のための取組を推進します。



高齢者さわやか教室

現状と取組むべき課題

- 「社会的障壁の除去のための必要かつ合理的な配慮」の理念の普及に努めるとともに、障害のある人や子どもへの差別の解消、理解の促進及び権利擁護の推進・啓発に努める必要があります。
- 身近な地域において障害のある人や子どもの生活を支えるため、市民活動・ボランティアなどの連携による支援体制の充実が必要です。
- 障害のある人の生活基盤を安定させるため、生活を支える在宅福祉サービスや就労を支援する体制の充実が必要です。
- 障害のある人の社会参加を促進するため、多岐にわたるニーズに応えられる相談支援体制の充実が必要です。
- 障害のある人も等しく公的施設が利用できるよう、福祉のまちづくり及び施設のバリアフリー化を推進・促進していく必要があります。

解決策

障害のある人の自立と社会参加の支援のため、障害についての理解を進め、差別の解消、権利擁護の推進などに取組みます。また、障害のある人や保護者の高齢化が進む中でも安心して生活が営めるよう、個々の障害の状態やニーズに沿ったきめ細かな相談・支援など総合的な障害福祉サービスの整備を進めます。

- 1 市民啓発と地域福祉の推進
- 2 生活基盤の充実
- 3 社会参加の促進
- 4 障害のある人も暮らしやすいまちづくり

具体的施策

1 市民啓発と地域福祉の推進

理解と啓発活動の推進

・・・協働

障害のある人に対する理解や合理的配慮に努め、人権意識を高める啓発活動を充実するため、関係機関との連携により、家庭・地域・学校など身近な場所での福祉教育を推進します。

交流・ふれあいの場の充実

・・・協働

障害者団体やボランティア・NPOなどと協力し、障害の有無に関わらず地域住民・事業者とのふれあい・交流の場を充実し、相互理解・尊重の意識啓発と障害福祉についての周知・普及を促進します。

地域支援体制の充実

・・・協働

障害のある人を地域で支えていく基盤づくりのため、福祉ボランティアの育成や市民活動・ボランティアの連携・ネットワーク化を推進し、相談・支援体制を充実します。

2 生活基盤の充実

障害の早期発見・療育

・・・行政

乳幼児に対し、障害の早期発見に努めるとともに、適切な療育相談や指導による療育の充実を推進します。

在宅福祉サービスの充実

・・・行政・事業者

障害のある人が必要な支援を受けながら、地域で生活し、社会に参加できるよう、在宅福祉サービスを充実します。また、医療的なケアや常時介護を必要とする重度の障害のある人などが、日中活動ができるサービスの確保を図ります。

居住支援の充実

・・・行政・事業者

障害のある人のそれぞれの状況に即した地域生活を支援していくため、グループホーム等の住まいの場を充実します。

雇用の創出と就労支援

・・・行政・事業者

職業安定所や障害者就業・生活相談支援センターなどの機関と連携し、個性を活かして働ける雇用機会を創出するとともに、就労後の相談支援や、就労訓練機会を充実します。

障害者雇用に関する啓発と就労施設支援

・・・行政

市内事業主への障害者理解と障害者雇用に関する啓発を進めます。また、障害者就労施設への仕事確保のために支援します。

3 社会参加の促進

相談支援体制の充実

・・・行政・事業者

障害種別に関わりなく、難病、発達障害、高次脳機能障害など支援を必要とするすべての人が安心して相談のできる体制を充実します。

情報提供・コミュニケーション支援の充実

・・・行政

障害のある人に必要な情報が伝わるよう、コミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化を支援します。また、手話通訳専任職員の確保を図ります。

権利擁護事業の普及・推進

・・・行政

判断能力が充分でない障害者が安心して生活が送れるよう、福祉サービス利用手続きの援助や日常的な金銭管理などの権利擁護のための事業を推進します。

4 障害のある人も暮らしやすいまちづくり

安全・安心の支援体制の整備

・・・協働

障害のある人が安全・安心に生活できるよう、ふれあいネットワーク制度などによる支援体制を充実します。

移動手段等の利便の徹底

・・・協働

公的な施設や人の集まる施設における障害者にやさしい駐車スペースの確保など、障害のある人の移動を支援する仕組みや工夫の充実を進めます。



盲導犬オープンデー

第4章

豊かな心と文化を育む まちづくり

～生涯学習・教育の推進～

現状と取組むべき課題

- 変化の激しい現代社会で人々が主体的に生きるためには、生涯にわたって、社会のあらゆる場面で自ら学ぶ必要性が増大しています。
- かつて家族や地域、学校などが担っていた相互扶助や家庭学習の役割を、生涯学習を通じ、改めて再生・強化していく必要があります。
- 充実した生涯学習基盤・施設の効果的な活用や学習成果をまちづくりやコミュニティに還元するなど、生涯学習を新しい段階へと進めていく取組が必要です。
- 大学や企業など多様な主体やまちとの関わりが希薄な個人など、生涯学習への参加の裾野を広げていく取組が求められています。

解決策

市民が、あらゆるライフステージにおいて、「意欲とニーズに応じて自由に学習の機会や場を選択して学ぶことができる」「多彩な取組が市民の自主性で展開される」「生涯学習の成果が正しく評価され、社会生活の充実・発展に活かされる」社会の実現を目指し、市民協働による循環型生涯学習システムの構築を計画的に推進します。

- 1 新たな生涯学習システムの構築
- 2 生涯学習機会の充実
- 3 人材の育成
- 4 施設の管理運営の充実

具体的施策

1 新たな生涯学習システムの構築

学習社会を支える仕組みづくり

●●● 協働

これからの生涯学習の推進に向け、学習の成果が社会的に評価され、かつ社会に還元される仕組みづくりを推進します。

充実した学習基盤の活用

●●● 行政

充実した学習基盤の活用を図るため、「ガレリアかめおか」を中心とした生涯学習施設やコミュニティ施設のネットワーク化を図ります。

2 生涯学習機会の充実

楽しく学べる学習機会の充実

●●● 協働

大学・企業等との連携を強化し、楽しく学べる個性的な学習機会を充実します。

自ら学ぶ意欲づくり

・・・行政

生涯学習に対するニーズ調査結果をもとに、個性ある情報の蓄積と発信を行い、一層の学習機会の充実を図ります。

3 人材の育成

次代を担う人材・指導者の育成

・・・協働

市民協働の推進を図るとともに、生涯学習活動を支える人材の育成を推進します。

4 施設の管理運営の充実

ガレリアかめおかの管理運営の充実

・・・行政

生涯学習活動の拠点施設である「ガレリアかめおか」の施設整備及び適切な管理運営を推進します。



ガレリアかめおか

現状と取り組むべき課題

- 就学前教育の充実に向け、公・私立幼稚園相互の連携、そして保育所も含めた就学前教育と小学校の連携強化が必要です。
- 教育環境の向上のため、教育施設の整備や学校給食の充実などとともに、学校図書館図書や学習教材、資機材の充実が必要です。
- 自ら学び、考え、主体的に判断し、行動できる児童生徒を育成するため、一人ひとりの学力を高め、個性を伸ばすとともに、時代の要請に対応した教育内容の充実に向けた取組が必要です。
- 登下校や学校内における児童生徒の安全を確保するため、家庭・地域・学校の連携した取組の継続と、児童生徒への安全教育の充実が必要です。
- 幼児や児童生徒が安心して就学前・学校教育を受けることができるよう、相談体制の充実や就学保障に向けた支援の充実が求められています。

解決策

すべての子どもの就学保障を図りながら、子どもたちが生きていく上で必要な基礎的・基本的な力を確実に身に付け、自ら学び、考え、主体的に判断し、行動し、問題をよりよく解決する資質や能力などの「質の高い学力」を育成します。また、豊かな人間性を育む「心の教育」の充実を図ります。さらに、そのために必要な教員の資質の向上、安全対策、施設・設備の充実、家庭・地域社会との連携を図ります。

- 1 就学前教育の充実
- 2 教育環境の充実
- 3 教育内容の充実
- 4 児童生徒の安全確保
- 5 就学援助・相談体制等の充実

具体的施策

1 就学前教育の充実

幼児教育総合センター機能の強化

・・・行政

公立幼稚園の幼児教育の充実を図るとともに、幼児教育総合センターとしての機能の強化を推進します。

保育所（園）、幼稚園と小学校との連携強化 ●●● 協働

保育所（園）、幼稚園、学校、家庭との連携を強化し、学びの連続性を踏まえ、円滑に小学校へ移行できるよう、子どもたち一人ひとりの特性に応じた就学前教育を推進します。

幼稚園・保育所教職員の資質の向上 ●●● 行政

幼稚園教育研究会や教育研究所との連携による実践的な研究会等を通して、公私立幼稚園、保育所・園の教職員の資質の向上を図るとともに、教育、保育内容を充実します。

2 教育環境の充実

学校施設整備の推進 ●●● 行政

老朽化した建物から計画的に大規模改修を行う等、教育施設の整備を推進します。

学校規模適正化の推進 ●●● 行政

学校規模適正化基本方針に基づき、学校規模の適正化を推進します。

学校施設における空調機器の整備の推進 ●●● 行政

小・中学校の普通教室等への空調機器の整備を推進します。

学習教材・資機材の充実 ●●● 行政

小・中学校の教育活動及び学習指導要領に沿った各種教材や時代の変化に対応した教育のための資機材を充実します。

学校図書の実 ●●● 行政

学級数に応じて国が定める「学校図書館図書標準」に対する整備率を指標に、小・中学校の教育活動に沿った図書を充実します。また、司書が本のコーディネートなどを行う取組を推進します。

安全・安心で美味しい小学校給食の提供 ●●● 行政

安全・安心な食材の調達及び地元で生産された新鮮で安全な地場産物の積極的な活用その他、亀岡産京野菜の利用を図るとともに、新たなメニューの開発などにより「美味しい給食」の提供を図ります。また、「給食だより」等により亀岡産野菜を紹介するなど、地場特産物を学ぶ機会とします。

小学校給食の安定供給の確保 ●●● 行政

大型厨房機器及び設備機器等を適切に整備します。

中学校給食のあり方についての検討 ●●● 行政

中学校給食については、生徒や保護者、学校等の意見を踏まえ、本市の実態に見合った方式等について検討します。

3 教育内容の充実

学力の充実・向上

・・・行政

亀岡市教育振興基本計画に基づき、創意工夫を活かした、朝読書など特色ある教育施策を展開し、魅力ある学校づくりを進めるとともに、全国学力・学習状況調査などから成果や課題を明確にし、指導方法の工夫改善などの取組を進め、「確かな学力」や「学ぶ意欲」の向上を図ります。

小中一貫教育の推進

・・・行政

義務教育9年間を見通した系統的・継続的な学習指導を行い、児童生徒の学習意欲の向上や学習習慣の定着を図り、確かな学力を育成するとともに、地域に根ざした特色ある教育活動により一人ひとりの個性や能力を伸ばし、人間性や社会性を育めるよう、小中学校の連携した取組を推進します。

体験活動等の充実

・・・行政

ふるさとへの愛着や誇りを育む一環として、ふるさと亀岡の歴史・文化・自然などの原風景とのふれあいや原体験を通じたふるさと学習「かめおか学」を推進するとともに、キャリア教育の視点を踏まえ、社会体験や生産活動などの体験活動を通じて、望ましい職業観、勤労観を育む取組を推進します。

国際理解教育の推進

・・・行政

世界の変化を的確にとらえ、国際的な視野で考え行動できる意識や力を育成するため、外国の言語・歴史・文化にふれる機会づくりを進めて国際理解を深めるなど、時代の進展に対応し、グローバルな人材を育てる教育を推進します。

生徒指導や教育相談活動の充実

・・・行政

規範意識の高揚や自他の生命の尊重、自尊感情の育成、他者への思いやりなど、豊かな人間性や社会性の育成を指導の基盤として取組むとともに、保幼小連携や小中連携、中高連携を推進します。また、児童生徒や保護者からの相談に適切に対応するため、関係諸機関との連携やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置を推進します。

学校教育における人権教育の推進

・・・行政

人権教育は、「生きる力」を育む教育活動の基盤として、学校教育活動全体に位置付け、子どもたちの発達段階を踏まえ、関係機関や校種間連携を進める中で、知的理解、人権感覚及び実践・行動力、人権尊重の意識・態度の育成を図り、系統的・継続的な人権教育を推進します。

特別支援教育の充実

・・・行政

子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握する中で充実した学校生活を送れるよう、特別支援教育推進体制の充実を図るとともに、一貫した指導・支援が行えるよう保幼小中学校（園・所）が保護者、関係機関と連携し柔軟できめ細かく対応するため、円滑な校種間連携を推進します。

健やかな体づくりと食育の推進

・・・行政

自ら進んで運動に親しみ、健康な生活を送ることができるよう、体力・運動能力の向上を図るとともに、食事の作法など社会性を育む指導や地元特産物を活かした食文化を楽しむなど、地域社会や家庭と連携した食育の取組を推進します。

社会の変化に対応する教育の推進

・・・行政

子どもたちが未来を切り開いていくために必要な知識や技能の習得、豊かな人間性や社会性を育む文化・芸術の体験やスポーツなど、個性と生きる力を育む教育を推進します。

また、外国語指導助手や英語活動サポーターの派遣、情報活用能力や情報モラルの育成、環境の保全等に主体的に取り組む態度を育む学習などを推進します。

サイエンスボランティアの育成

・・・協働

サイエンスフェスタ及びサイエンスフレンズ学習クラブについて、学校や関係機関、地元企業、サイエンスボランティア等との連携と広報の充実など協力の輪を広げる活動を推進します。

4 児童生徒の安全確保

安全・安心な通学路の確保

・・・協働

セーフコミュニティの趣旨を踏まえ、学校、地域、保護者などが連携・協力して子どもたちを見守る活動と安全指導を充実します。また、「安全見守り隊」「地域子ども出迎えデー」などの取組を促進します。

遠距離通学する児童生徒の安全確保

・・・行政

山間部・周辺部で遠距離を通学する児童生徒に対し、安全確保のため必要な場合はスクールバスを運行するとともに、保護者の負担軽減を図ります。

学校内における児童生徒の安全確保

・・・協働

学校安全対策協力員の配置などにより、学校安全対策の向上を図るとともに、教職員の危機管理意識の高揚を図るなど、児童生徒を犯罪被害から守るための学校体制づくりを推進します。

安全教育の推進

・・・行政

インターナショナル・セーフスクールの取組を全市的に展開させるとともに、防災訓練、防犯教室、交通安全教室などの実施、「こども110番のいえ」「こどもをまもる110番カー」の周知、学校安全マップづくりなど、児童生徒が身の回りの危険を察知し、自らを守る能力と態度を育成する安全教育を推進します。

学校安全メールシステムの活用促進

・・・行政

児童生徒が不審者などの被害にあわないよう情報提供する学校安全メールシステムへの登録を促進するとともに、関係機関との連携強化により、関係情報の発信を充実します。

5 就学援助・相談体制等の充実

適応指導及び教育相談の充実

・・・行政

教育研究所を活用し、不登校児童生徒の学校復帰を支援する適応指導教室事業や教育相談事業などの一層の充実を図ります。

就学援助・支援の推進

・・・行政

教育の機会均等を図るため、経済的な理由により就学が困難な場合は、就学援助制度によって、児童生徒の学びの機会均等に努めます。また、亀岡市独自の奨学金制度による高等学校、大学等への修学支援を推進します。



こども110番の家



学校給食

現状と取組むべき課題

- 家庭における教育力の低下が懸念されており、次代に生きる子どもの豊かな心を育むため、家庭の教育力向上が必要です。
- 市民の自主的・自発的な学習活動を促進・支援するため、活動の場の提供などを継続していく必要があります。
- 近年、図書館利用が減少傾向にあることから、学びの基礎となる読書の習慣をつけるための家庭や地域、学校における子ども読書活動の充実が必要です。

解決策

市民が学び続けることを支援するとともに、教育の原点は家庭にあることを踏まえ、家庭・学校・地域の連携により健全な児童・生徒の育成を図ります。また、図書館の充実を図ります。

- 1 社会教育の推進
- 2 家庭・学校・地域の連携による児童の育成
- 3 図書館の充実

具体的施策

1 社会教育の推進

家庭教育の支援

●●● 協働

すべての親へのきめ細かな家庭教育支援の取組を推進します。

家庭養育・教育の促進

●●● 協働

子どもの育ちの基礎となる家庭の養育・教育の充実に向け、子育てに関する相談体制や情報提供の充実、保護者の責務・役割の意識啓発を推進します。

学習活動の支援

●●● 協働

公民館サークル活動の支援に努めます。

障害者成人学級の推進

●●● 協働

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者を対象とした障害者成人学級を継続して実施し、障害のある人の社会教育活動・社会参加を促進します。

2 家庭・学校・地域の連携による児童の育成

心の教育の推進

・・・協働

市内23地区において、学校や地域の組織・団体と連携して、地域の特色を活かした取組を充実します。

放課後児童対策の充実

・・・行政

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童が放課後に遊びや学習を通じて健やかに成長できるよう、その対象学年の拡大や良好な保育環境確保のための環境整備を含め、放課後児童健全育成事業を充実します。

自然活動者のデータベース化の推進

・・・協働

類似団体が組織結成を図りやすい環境をつくるため、連携事業を通じて活動の輪を広げながら、自然活動者の専門性を考慮して分野別にデータベース化を推進します。

3 図書館の充実

図書館管理運営の効率化、サービスの充実

・・・行政

施設管理運営の効率化を図るとともに、図書館電算システムの活用や多様な利用者ニーズに応える魅力ある図書館サービスを充実します。

図書資料等の充実

・・・行政

図書資料、視聴覚資料及び電子情報などあらゆる資料を充実します。
また、明智光秀や石田梅岩など亀岡にゆかりの人物に関する郷土資料や行政資料の収集・提供など亀岡らしさを活かした資料を充実します。

子どもの読書環境の充実

・・・協働

児童書の充実と、社会総がかりの子ども読書推進(赤ちゃんが絵本と出会うブックスタート、子どもの読書環境の充実を図るための学校図書指導員配置事業、読み聞かせなど)の充実を図ります。

読書ボランティアの養成とネットワークの強化

・・・協働

読書ボランティアを養成するとともに、ボランティア団体の支援とネットワークの強化を促進します。

現状と取り組むべき課題

- 文化芸術活動に多くの市民が参加できる機会の充実と、市民主体の文化芸術活動の促進が必要です。
- 重要遺跡や地域資源に対する市民の理解を深め、市民意識やふるさと力を高めるため、国指定の活用などによる貴重な史跡・文化財の保存継承や、市民による伝統文化保存継承への取組に対する支援が必要です。
- 地域資源を活かした亀岡市のまちづくり、人づくり、未来づくりの拠点として、文化資料館の施設・活動の充実を検討していく必要があります。

解決策

文化芸術活動の気運の高い、文化の香るまちづくりを進めます。

また、亀岡の持つ歴史や文化、自然の特性を活かした個性あるまちづくり、人づくりを市民の参画と協働により推進し、「ふるさと力」を高めます。このため、既存施設の改修や新たな資料館施設の建設など、施設の充実を図るとともに、人材の拡充や企画・イベントの充実を図ります。

- 1 文化芸術活動の促進
- 2 伝統文化の保存と活用
- 3 歴史を学ぶ拠点の整備

具体的施策

1 文化芸術活動の促進

市民文化芸術活動の促進

●●●協働

市民文化祭や美術展等を市民と協働して開催するとともに、市民主体の文化芸術活動を促進します。

広域的な文化芸術活動の促進

●●●協働

南丹地域、京都府全域、そして全国の自治体や文化・芸術団体等と連携して文化芸術活動を実施します。

文化施設の適切な管理運営

●●●協働

文化施設の適切な管理運営を推進します。

2 伝統文化の保存と活用

重要遺跡や資源の普及啓発

・・・協働

重要遺跡や地域資源に対する市民の理解を深めるため、展示やシンポジウム等による普及啓発を推進します。

円滑な発掘調査及び保全の推進

・・・行政

発掘調査を実施するとともに、得られた基礎データに基づき保全を推進します。

文化資料館活動の推進

・・・協働

資料館活動の充実のため、新資料館への移行も考慮しながら、ふるさと亀岡の歴史と魅力を展示紹介するとともに、亀岡の宝物としての収蔵品の管理と活用を目指して、資料の適正管理に努めるとともにデータベース化を促進します。

また、明智光秀など亀岡ゆかりの人物や、アユモドキに代表される自然環境など、亀岡地域の歴史文化にかかわる資料や情報の収集と発信を充実します。

各団体との連携・交流の推進

・・・協働

市民に文化資料館をさらに認知・利用する機会をつくり、利用促進につなげるため、市民団体と連携した催しの開催を支援します。

地域の民俗・伝承・伝統文化の継承

・・・協働

伝統的な民俗文化財を次代に伝えるため、継承者の育成を推進するとともに、資料・映像等の記録の活用によって住民意識の醸成を図ります。

伝統的・文化的景観の保全

・・・協働

国重要文化的景観の選定に向けた取組として、大堰川流域の自然的景観及び人々の営みによって培われた文化的景観の保全に努めます。

まちの歴史・文化を学ぶ機会の充実

・・・協働

市民団体や研究者等と連携し、ふるさと亀岡の歴史・文化や魅力ある地域の資源についてふれ、学ぶ機会を充実します。

特色ある食文化の発信

・・・協働

京野菜やブランド肉などの地場産品・地元料理を本市の誇る文化と位置付け、子どもたちをはじめ、市内外への情報発信・PRを推進します。

3 歴史を学ぶ拠点の整備

史跡公園の整備（体験型歴史公園）

・・・行政

丹波NEW風土記の里の中核施設として、史跡丹波国分寺跡の遺構表示等を整備するとともに、当該施設を活用した歴史体験型の事業を推進します。

新資料館建設実現へのプロセスの検討

・・・協働

新資料館構想を踏まえ、市民と行政が一体となって、新資料館建設実現へのプロセスについて検討します。



佐伯灯籠祭（人形浄瑠璃）

現状と取組むべき課題

- 生活様式の変化、利便性の向上等により日常生活において身体を動かす機会が減少し、市民の健康管理についても影響が懸念されています。
- 世代別にスポーツの意義を啓発し、「学び、実践する」生涯スポーツの実現に向けたスポーツプログラムを計画的に提供することが必要です。
- 市民のスポーツ意識がさらに高まるような地域におけるスポーツネットワークの強化や生涯スポーツの一層の推進が必要です。
- 市民がより安全に安心して、効果的にスポーツに親しむことができるようスポーツに関わる人材・施設・情報が有効活用できる環境づくりが必要です。
- 本市の中心都市拠点であるJR亀岡駅北側に、集客力のある京都スタジアム（仮称）の建設が京都府によって進められています。

解決策

関係機関との連携を強固なものとし、人的資産、スポーツ施設の活用による地域を拠点としたスポーツネットワークの発展、世代間で受け継がれていくスポーツの循環型社会の構築を目指します。

また、京都スタジアム（仮称）及びその周辺を「スポーツを活かした新たな交流拠点」と位置付け、健康長寿、にぎわいの創出、スポーツの振興、子どもや青少年の夢の実現に向け、まちぐるみで効果的な活用を図ります。

- 1 生涯スポーツ社会の推進と充実
- 2 スポーツ環境の整備
- 3 スポーツを活かした地域づくり

具体的施策

1 生涯スポーツ社会の推進と充実

子どものスポーツ機会の充実

・・・協働

幼児期・児童期の子どもに対し、いろいろな種目のスポーツに親しめる機会を設けるとともに、トップアスリートやプロチームの選手とふれあう機会を提供します。

成人のスポーツ機会の充実

・・・協働

青年期以降の市民に対し、年代に応じて自主的・継続的なスポーツライフの実現に向けたサポートを推進します。

障害者・高齢者のスポーツ機会の充実

●●● 協働

障害者・高齢者へのスポーツプログラムの定着とスポーツに取り組む機会の提供を推進します。

2 スポーツ環境の整備

ソフト・ハード両面でのスポーツ環境の整備・充実

●●● 協働

市民ニーズに応え、安全・安心のスポーツ環境を整備するため、体育協会を中心とした各競技団体のネットワークづくりやスポーツ指導者・識者による研究を促進します。また、「する」「みる」「支える」それぞれの立場に立った施設の有効活用を図ります。

3 スポーツを活かした地域づくり

スポーツ推進委員による市民スポーツの推進

●●● 協働

地域住民と行政との調整役（コーディネーター）であるスポーツ推進委員を中心に、市民スポーツの普及を図り活性化を推進します。

スポーツ大会・イベント等の開催及び支援

●●● 協働

スポーツ事業と、豊かな自然や観光、食などの地域資源を効果的に結び、健康づくりはもとより、交流やにぎわいづくりを推進します。

京都スタジアム（仮称）の活用

●●● 協働

京都府と連携して、市民、事業者、関係団体、行政が一体となって、京都スタジアム（仮称）を活用します。

機運を盛り上げる情報発信の充実

●●● 行政

京都スタジアム（仮称）への理解を深め、スポーツを活かしたまちづくりへの参画の機運を高めるため、わかりやすい情報の発信に努めます。



京都亀岡ハーフマラソン

現状と取組むべき課題

- 現在実施している京都市西京区等との市民主体の交流事業の拡充に向け、他市における文化・スポーツ事業等の情報を提供していくことが必要です。
- 姉妹都市や友好交流都市との国際交流の成果を活かし、国際理解や交流を推進するための機会をさらに充実させていくことが必要です。
- 在住外国人が日本で過ごしやすく、暮らしやすいまちをつくるため、必要な情報やほしい情報を効果的に提供する仕組みの充実が必要です。
- 地域間交流・国内交流の拠点としての役割を担う亀岡市交流会館の整備及び効果的な運営が必要です。

解決策

市民と協働して地域間交流及び国際交流に取組み、世界にはばたく、豊かな感性と英知を育むまちをつくります。

- 1 地域間交流の推進
- 2 国際理解・交流の推進
- 3 在住外国人にも過ごしやすいまちづくり
- 4 交流基盤の充実

具体的施策

1 地域間交流の推進

市民主体の交流事業の実施

●●● 協働

市民主体の交流事業がさらに盛んになるよう、他地域で実施される市民主体の文化事業やスポーツ事業等の情報提供を充実します。

2 国際理解・交流の推進

異文化体験学習等の実施

●●● 協働

異文化を体験・体感する機会を通じて国際理解を推進するため、国際意識を育む交流事業の計画的な実施と、市民参画を促進します。

姉妹都市や友好交流都市との交流の推進

●●● 協働

市民レベルの交流を図るため、市民参加による訪問団の姉妹都市等への派遣や招致を実施します。また、市民団体による姉妹都市等交流事業を支援・促進します。

3 在住外国人にも過ごしやすいまちづくり

在住外国人への情報提供・相談体制の充実

・・・協働

より多くの情報提供を行い、在住外国人にも暮らしやすいまちづくりを推進するため、外国語による生活ガイドやニュースレター、ホームページを充実します。

4 交流基盤の充実

交流施設の管理運営

・・・行政

地域・住民交流、国際交流の充実に向け、拠点となる亀岡市交流会館の施設整備及び適切な管理運営を推進します。



姉妹・友好都市交流（自治振興式典）

第5章

人と環境にやさしい まちづくり

～生活環境の向上～

現状と取組むべき課題

- 本市は豊かな自然環境の中に快適な都市空間をつくり上げてきましたが、都市化の進展や農山村の暮らしの変化、外来生物の繁殖、地球規模での環境問題などにより、自然環境の変化が懸念されています。
- 豊かな水環境を享受してきた本市においては、恵まれた地下水をはじめ健全な水環境を今後も維持、保全していくことが必要です。
- 市民、事業者、行政が一体となって自然や環境の保全に取り組んでいくため、環境に関する新たな指針を策定し、啓発していくことが必要です。
- 環境の変化に伴い野生生物の生息が減少しており、生物多様性の恵みを次世代に引き継ぐため、生息環境の保全を図ることが必要です。
- 山林における土砂の埋立て等については、条例だけで根本的な解決を図るには限界があることから、新規立法要望や既存の法制度の活用を含め多角的な対策を図る必要があります。
- 亀岡市環境美化条例に基づく新たな美化推進重点地域の指定に向け、市民等との協働による取組を強化していく必要があります。
- 漂着ごみ等は河川環境や景観、生物の生息環境にも影響を与えており、流域の住民、企業、関係団体、NPO、自治体等が連携した発生源対策が必要です。

解決策

第2次亀岡市環境基本計画に基づき、市民、事業者及び行政が一体となって総合的な施策を推進することにより、持続可能な社会システムの構築に寄与するとともに、生活の中で潤いを感じることができるような水辺環境づくりやアユモドキ等の希少種の生息環境の保全など、恵まれた自然環境を次世代に引き継ぎます。

また、公害の防止に係る関係法令の啓発と監視の強化、市民等との連携による美化推進活動の充実に努めます。

- 1 環境基本計画の進行管理と市民啓発
- 2 自然環境の保全と整備
- 3 環境を守るルールづくりと指導
- 4 市民活動の推進

具体的施策

1 環境基本計画の進行管理と市民啓発

第2次亀岡市環境基本計画の進行管理

・・・協働

環境の保全及び創造に関する長期的な目標と施策の方向を示した第2次亀岡市環境基本計画に基づき、市民、事業者、行政が一体となって進行管理を実施します。

環境意識の啓発

・・・協働

亀岡市環境美化条例や環境法令等に関する啓発パンフレットや広報誌、ホームページなどにより、市民、事業者の自然環境の保全に関する意識の啓発を図ります。行政はその先導的な役割を果たすため、環境マネジメントシステムの運用を図ります。

2 自然環境の保全と整備

アユモドキの保護増殖

・・・協働

本市の環境のシンボルであるアユモドキの保護増殖を推進します。
京都・亀岡保津川公園の一部をサンクチュアリ（保護区）として整備することで、アユモドキが安定して生息できる環境の創出に努めます。

生物多様性の維持増進

・・・協働

アユモドキやホタルなどの希少な野生生物をはじめとする、生物多様性の維持保全を図ります。

水辺環境の整備

・・・行政

多くの人に自然とのふれあいの場を提供するため、護岸工事等において環境にやさしい工法工種を採用するとともに、せせらぎや豊かな生態系の復活を図ります。

3 環境を守るルールづくりと指導

地下水の保全・管理・利用

・・・行政

市民共有の財産である地下水を守り、育み、次代へと引き継ぐために、地下水の保全・管理・利用に向けたルールづくりを検討します。

適切な規制・指導の推進

・・・行政

環境保全・災害防止に向け、許可基準に基づく適正な許可・指導等を実施します。

規制基準遵守のための監視活動の強化

・・・行政

監視活動強化のため、環境監視員として不法投棄専任監視員の併任により規制基準遵守に取り組めます。

漂着ごみ対策

●●● 協働

保津川をはじめとする市内河川における漂着ごみの発生抑制に向け、海ごみサミット2012亀岡保津川会議で採択された「亀岡保津川宣言」「川のごみや海のごみをともに考える京都流域宣言」の主旨を踏まえ、流域の住民・企業・関係団体・NPO・自治体等の連携による効果的な発生源対策等に取り組めます。

4 市民活動の推進

美化意識の醸成と新たな仕組みづくり

●●● 協働

美化推進重点地域である亀岡駅周辺を中心に市民、事業者、行政等が協働で取り組む清掃活動等の拡大を図ります。

河川愛護団体の育成及び活動支援

●●● 協働

美しい川の創造に向けた体制づくりのため、河川に対する市民の愛護意識を高めるとともに、河川愛護団体の育成を図ります。

また、市民や河川愛護団体による活動を側面から支援するため、河川清掃や美化活動、案内板の設置を図ります。

森林ボランティアの育成及び活動支援

●●● 協働

市民共有の資源である山林や里山を「協働の森」として保全するため、市民ボランティアやNPOの参画・協働による山林の育成・保全への取組を促進します。



アユモドキ（市庁舎で撮影）



美化推進重点地域の早朝清掃

現状と取組むべき課題

- 各主体が協働し、亀岡市全体で総合的な地球温暖化対策に取り組むことが必要です。
- 市庁舎等の省エネルギー化とともに、市民・事業者にもその取組を広げ、市全体として化石燃料への依存を軽減していく必要があります。
- CO2削減には車社会から公共交通等への利用転換が効果的なことから、より多くの市民・事業者の意識を改革するための取組が必要です。

解決策

「環境問題を地球規模で考え、地域で行動する」を理念に、市民・事業者・行政が一体となって、地球環境問題に取り組めます。

また、低炭素社会の構築に向け、職場組織等から環境や健康に配慮した交通行動への自発的な転換を働きかけます。

- 1 環境学習推進体制の整備
- 2 地球温暖化対策に貢献するまちづくり
- 3 省エネルギーの推進
- 4 モビリティ・マネジメントの推進

具体的施策

1 環境学習推進体制の整備

地球環境子ども村事業の展開・発展

●●● 協働

広域的な環境学習の拠点として、地球環境子ども村事業を展開するため、市民団体の育成を図りながら、特色ある自然体験型環境学習事業の協働による実施を推進します。

人材（環境学習指導員）の確保

●●● 協働

積極的に他団体と連携し、環境学習指導員などの人材を確保します。

2 地球温暖化対策に貢献するまちづくり

亀岡市地球温暖化対策地域推進計画の推進

●●● 協働

市内企業及び市民に対し、自然エネルギーの利活用など環境に負荷の少ない取組を呼び掛け、計画を推進します。

環境に配慮した公的事業の推進

●●● 行政

公共事業において、環境に配慮した技術やノウハウの活用・導入を推進します。

亀岡市地球温暖化対策事業の推進

●●● 協働

市民・事業者・行政が協働して地球温暖化対策を推進します。

再生可能エネルギーの活用の研究

●●● 行政

間伐材等を活用したバイオマスの仕組みの導入推進など、新たな再生可能エネルギーの活用について研究します。

3 省エネルギーの推進

環境マネジメントシステムの運用

●●● 行政

事務事業における省エネルギー化に向け、独自の環境マネジメントシステムの運用を推進します。

省エネルギーの普及啓発

●●● 行政

ホームページや広報等を通して、学校・家庭・事業者に省エネルギーの取組の呼び掛けを推進します。

4 モビリティ・マネジメントの推進

モビリティ・マネジメントへの取組の支援

●●● 協働

環境にやさしい交通行動への転換を促進するため、市民や企業に対し、環境に関する情報提供や車社会から公共交通等への利用転換を促す働きかけを推進します。

モビリティ・マネジメントの実践

●●● 協働

企業に国の制度である「エコ通勤優良事業所認証」の取得を奨励するとともに、市内最大の事業所である市役所において、職員のエコ通勤を推進します。



亀岡生きもの大学



環境フェスタ

現状と取組むべき課題

- 人と環境にやさしい資源循環型のまちづくりのため、ごみの減量化、リサイクル活動の活性化に向けた一層の意識啓発に取り組む必要があります。
- 廃棄物処理施設の設備・機械の経年劣化や廃棄物の性状の変化が進んでおり、安全・適正な処分を維持していくため、計画的な設備更新等が必要となっています。
- 水環境の保全に対する市民意識の向上を図るとともに、浄化槽の適正な維持管理を啓発していく必要があります。
- 悪質化する投棄者に対する監視を強化していくため、市民・関係団体等との連携や不法投棄防止に向けた啓発に努める必要があります。

解決策

「3R型のライフスタイル・ビジネススタイルを目指して」を目標に掲げ、リサイクル率の向上と廃棄物の減量に努めるとともに、ごみの安定処理・処分のための安全・安心な施設整備を推進します。また環境保全のため、浄化槽の設置と適正な維持管理を啓発します。

不法投棄に対しては、検挙と監視強化及び市民啓発を図ります。

- 1 適正排出の徹底による、ごみ減量・資源化の推進
- 2 ごみ処理体制の充実と廃棄物処理施設の機能維持
- 3 生活排水処理の推進
- 4 不法投棄に対する監視及び啓発

具体的施策

1 適正排出の徹底による、ごみ減量・資源化の推進

3Rの徹底によるごみの減量

●●● 協働

市民・事業者・行政が協働して3R（リデュース・リユース・リサイクル）を徹底し、人と環境にやさしい資源循環型のまちづくりのため、ゼロエミッションの推進を目指します。

分別排出の徹底

●●● 市民

カン・ビン、プラスチック製容器包装、ペットボトルや使用済み蛍光灯を埋立てではなく再資源化していくため、機関紙の発行等による市民意識の啓発に努めます。

リサイクル機器の普及促進

●●● 協働

各家庭におけるリサイクル活動を促進するため、生ごみの減量や堆肥化のための機器に対する補助制度の適用などを推進します。

資源ごみ集団回収・リサイクル活動の促進

・・・協働

地域や子ども会などの非営利団体による新聞紙、雑誌、ダンボール及び布類の集団回収・リサイクル活動を促進します。

リサイクル対象となる品目の拡大

・・・協働

より一層のごみ減量とリサイクルを促進するため、紙製容器包装など新たな分別品目の設定を推進します。

2 ごみ処理体制の充実と廃棄物処理施設の機能維持

廃棄物処理施設・設備の機能維持

・・・行政

ごみの安定処理と再資源化のため、廃棄物処理施設の機能維持やごみ処理及び資源化作業用重機類の計画的な更新に努めます。

民間リサイクル施設の活用

・・・行政

循環処理体系の充実に向け、市の施設で再資源化できないもののうち民間施設で再資源化可能なものについて、民間施設の活用を図ります。

新たな広域埋立処分場整備計画の促進

・・・行政

平成39年度で大阪湾圏域広域処理場整備事業（大阪湾フェニックス計画）が終了することから、大阪湾広域処理場整備促進協議会と連携し新たな広域埋立処分場整備計画を促進します。

浸出水処理設備の整備

・・・行政

最終処分場廃止基準への適合及び廃止手続の完了まで、医王谷エコトピア（旧埋立処分場）の計画的な整備保守を推進します。

3 生活排水処理の推進

生活排水の適正処理

・・・行政

「第5次亀岡市生活排水処理基本計画」に基づき、生活排水の適正処理のため、下水道とし尿との共同処理を進めます。

浄化槽の設置と維持管理

・・・協働

設置補助及び啓発等により浄化槽の設置と適正な維持管理を促進します。

4 不法投棄に対する監視及び啓発

監視活動の強化

・・・行政

美しいまちを堅持するため、監視員による監視パトロール、監視カメラの活用、業務委託による不法投棄物の早期撤去を推進します。

関係機関との連携強化

・・・行政

事案の検挙と不法投棄防止対策を推進するため、京都府、警察署などの関係機関と連携し、監視体制の強化を図ります。

不法投棄防止のための啓発活動の推進

・・・協働

土地所有者や施設管理者の不法投棄等に対する責務の啓発を推進します。
また、啓発パンフレット作成など、市民、事業者等への不法投棄に対する意識啓発を図ります。



不法投棄パトロール

現状と取り組むべき課題

- 本市ではJR山陰本線と国道9号に沿って形成されてきた市街地を中心に良好な市街地の整備を図ってきましたが、人口減少や超高齢化社会という大きな転換期にあって、市街地の機能低下、集落地における地域コミュニティの維持・形成への影響などが懸念されています。
- 良好な市街地環境の形成と保全、亀岡駅北地区などにおける新市街地の誘導に向け、柔軟かつ適切な都市計画制度の運用を図ることが必要です。
- 亀岡駅南地区など都市核の一層の都市機能の向上と、公共交通の充実によるコンパクトなまちづくりが必要です。
- 今後のまちづくりのあり方と課題を明らかにするとともに、市民の活動を促進するための都市構造を確立していくことが必要です。
- コミュニティの形成や一体的な道路整備を阻害する無秩序な開発を防止するため、地域住民と行政が協働で「企画し、つくり、使う」コンパクトなまちづくりが必要です。

解決策

地域の特性を活かした、市民・企業・行政の協働による人にやさしい魅力あふれるまちづくりを進めます。また、土地区画整理事業等による計画的な市街地の誘導を行います。

1 良好な市街地環境の形成と保全

2 土地区画整理事業の推進

具体的施策

1 良好な市街地環境の形成と保全

良好な市街地環境の誘導

●●●協働

安全で快適な市街地環境と機能的な市街地形成を推進するため、市民参加による地区計画など地域に適合した法制度等の活用を図ります。

また、JR各駅周辺において、多様な都市機能の集積を推進し、求心力の向上や、にぎわいの創出を図ります。

計画的な市街地整備の促進

●●●協働

市街化区域の適正規模を考慮しつつ、面的整備を導入し、道路・公園など公共施設の適切な配置による計画的かつ良好な市街地整備を促進します。

魅力的な市街地の形成

・・・協働

魅力的な市街地の形成を誘導し、その保全を図るとともに、ミニ開発や無秩序な市街化を抑制するため、地区計画制度の導入などを促進します。

都市計画制度の啓発

・・・行政

都市計画マスタープランの着実な推進に取り組めます。
また、市民のまちづくりへの参画を促進するため、ホームページにおける都市計画制度の紹介などの情報提供を充実します。

地域活力の維持・回復

・・・協働

少子高齢化の進行などにより地域コミュニティの維持・形成が課題となっている集落地においては、農林漁業施策と連携しながら、地域活力の維持・回復に向けた地域住民の取組を支援します。

2 土地区画整理事業の推進

啓発活動及び技術支援

・・・協働

土地区画整理事業の推進地区について、事業の進捗状況を踏まえ、円滑な事業化や事業推進のため、啓発活動及び技術支援を充実します。

現状と取組むべき課題

- 旧城下町の歴史的まちなみの保全や新しい都市景観の「創造」「育成」など、快適でまとまりのある都市景観の形成に取り組んできました。
- 景観づくりをより効果的に進めていくため、景観法に基づく亀岡市景観計画の策定及び亀岡市景観条例の制定を行いました。
- 策定した亀岡市景観計画及び亀岡市景観条例について、市民の理解を求めるとともに、制度周知の徹底が必要です。

解決策

亀岡市景観計画の内容を充実させ、市民の理解と協力により、周辺環境との調和を図り良好な景観形成を図ります。

- 1 良好な景観の形成
- 2 市民による景観づくりの促進

具体的施策

1 良好な景観の形成

亀岡市景観計画の内容の充実

●●● 協働

快適な景観を形成するため、市民との合意形成を図りながら景観形成地区の指定等を見直し、地域に応じた特色ある景観形成を誘導するとともに、計画内容を充実します。

2 市民による景観づくりの促進

市民活動の支援

●●● 行政

良好な景観の形成を促進するために活動する団体を「亀岡市景観まちづくり市民団体」に認定し、市民による主体的な景観保全・創出への取組を支援します。

修景、景観保全のための支援

●●● 協働

景観重要建造物及び景観重要樹木を保全するための助成制度の活用を推進します。
また、良好なまちなみを形成するため、景観形成地区への移行を推進するとともに、修景や景観保全への取組を支援します。

景観制度の周知

●●● 行政

亀岡市景観計画及び亀岡市景観条例について、制度内容の周知に努めます。

文化的景観保全に向けた連携

●●● 協働

伝統的・文化的景観の保全のため、市民や関係部署等との連携を図ります。

現状と取組むべき課題

- 公園や緑地、山林、住宅の庭の緑など、本市の「緑」に関する総合的な指針・計画を示した「緑の基本計画」を策定し、緑化等に取り組んできました。
- 都市計画公園の計画的かつ効果的な整備の促進とともに、身近で親しまれる公園緑地の適切な配置を推進する必要があります。
- 公園・緑地施設の維持管理、特に既存公園の長寿命化を図る必要があります。
- 都市緑化を推進するため、公益財団法人亀岡市都市緑花協会を中心に、市民への意識啓発と、市民主体の取組を促進していく必要があります。
- 京都府が建設を進める京都スタジアム（仮称）を新たな交流拠点として、同施設を含む都市計画公園「京都・亀岡保津川公園」の効果的な整備を推進していくことが必要です。

解決策

市民・企業・行政の協働により、豊かな自然環境と地域の特性を活かした潤いのある緑のまちづくりを進め、公園・緑地の適切な維持管理と地域緑化を図ります。

また、地域のにぎわいと交流のある拠点の整備を図ります。

- 1 身近な公園・緑地の確保
- 2 公園・緑地の維持管理
- 3 地域緑化とイベントの推進
- 4 新たな交流拠点の整備

具体的施策

1 身近な公園・緑地の確保

「緑の基本計画」に基づいた緑化等の推進

・・・協働

改訂した「緑の基本計画」に基づき、計画的かつ効果的な緑のまちづくりを推進します。

市民に親しまれる公園・緑地整備の促進

・・・行政

公園や緑地などの適正な配置を検討し、市民に親しまれる公園・緑地整備を促進します。

開発行為に伴う公園の設置

・・・行政

開発行為者に対し、公園機能の設置を指導します。

2 公園・緑地の維持管理

施設の適正な維持管理

・・・協働

劣化・損傷による事故の未然防止等のため、市と地元管理者により開発公園施設を定期的に点検するとともに、維持管理に要する地域住民の経費負担の軽減を図ります。

公募による指定管理者の募集

・・・行政

都市公園については、公募による指定管理者の募集を行い、競争原理のもと、市民サービスの向上や施設維持管理経費の縮減を推進します。

既存公園の老朽箇所更新に重点を置いた整備

・・・行政

都市公園の老朽箇所の更新が行えるよう計画的に整備します。

緑地の適正な管理

・・・協働

市民・団体による取組を基礎に、公益財団法人亀岡市都市緑花協会などの連携による緑地の植栽管理を促進します。

3 地域緑化とイベントの推進

花と緑のイベントの展開

・・・協働

潤いと安らぎのあるまちづくりや花づくりを通じたコミュニティの形成に向け、「花と緑のフェスティバル」や「花づくりコンクール」を開催し、花と緑のまちづくりの普及啓発を促進します。

わがまちの花・緑づくりの推進

・・・協働

市の木「桜」の名所づくりと、桜を市民や地域で守り育てる桜守の仕組みを促進します。
また、市民参加による芝生グラウンドの整備やウェルカムガーデン、スポットガーデンづくりなど、地域との協働による花と緑のまちづくりを推進します。

4 新たな交流拠点の整備

京都・亀岡保津川公園の整備

・・・行政

京都スタジアム（仮称）を核として、京都府、地元地域、関係機関・関係団体などと連携を図り、京都・亀岡保津川公園を整備します。

新たな拠点を活かした交流機会の充実

・・・協働

京都府、地元地域、市民や市内の関係団体などと連携し、新たな交流拠点である京都・亀岡保津川公園及びその周辺におけるにぎわいづくりを推進します。

第6章

活力あるにぎわいの まちづくり

～産業の振興～

現状と取組むべき課題

- 農業の担い手の育成とともに、地域の実態に応じた営農システムの確立や担い手への農地集積などを行う必要があります。
- 市内の未整備田を解消するため、国営緊急農地再編整備事業等による農業基盤整備事業の推進が必要です。
- 国土保全の観点による農地の保全や環境への負荷を軽減した循環型農業の推進とともに、農業・農村や食への理解を深める多様な取組が必要です。
- 有害鳥獣による農作物及び生活環境への被害が増加傾向にあり、被害防止対策の充実・強化が必要です。

解決策

自然条件や立地条件に恵まれた亀岡市の優位性を最大限に活かし、国土や環境保全の視点も併せ持った農業振興を図り、ほ場整備等の農業基盤の整備と耕作放棄地の解消、担い手づくりや経営体の強化に取組みます。また、担い手農家や農業団体の活動を主体としたブランド化やより多様な流通経路の開拓、交流農業の振興を図るとともに、特定鳥獣保護管理計画に基づき、野生動物との共存を図りながら鳥獣による農作物の被害軽減に努めます。

- 1 営農組織と人材の育成
- 2 農業基盤の整備
- 3 多様な農業の振興
- 4 流通システムの充実
- 5 有害鳥獣対策の実施

具体的施策

1 営農組織と人材の育成

農業経営の支援

・・・行政

農地を守り、引き継いでいくため、地域の中核的な担い手となる認定農業者の育成及び集落営農の組織化に向けた取組を支援するとともに、農業者の「やる気」を支援する助成制度を充実します。

継続性のある生産体制の構築

・・・市民

継続性のある農業生産体制の確立を支援するため、地域リーダーの育成と地域の合意形成及び地域の営農実態に応じた組織化を促進します。

2 農業基盤の整備

ほ場整備事業の推進

・・・行政

農業振興地域内の未整備田を解消するため、ほ場整備事業による農地基盤の整備を促進します。

農地の基盤整備と農地集約化の推進

・・・行政

農業経営の効率化に向け、農地中間管理事業を活用し、農地の大規模化やあっせん、農作業の受委託等による担い手農家等への農地の利用集積拡大を図ります。

農業用施設の維持管理

・・・行政

土地改良区など施設管理者による農業用施設の維持管理を支援するとともに、老朽化施設の整備改修を促進します。

国営緊急農地再編整備事業の促進

・・・協働

効率的な土地利用と生産性の高い農業基盤を整備します。

遊休地の解消

・・・行政

市内農地の利用状況を調査し、農地の所有者に利用意向を確認するとともに、農地中間管理事業の活用を指導するなど、遊休農地の解消や適切な利用促進に努めます。

3 多様な農業の振興

人と環境にやさしい循環型農業の推進

・・・市民

耕種農家と畜産農家の連携やエコファーマー制度の周知、土づくりなど、環境にやさしい循環型農業に対する取組を支援します。

集落機能の維持向上

・・・市民

営農団体等による集落環境の維持・向上に向けた取組や、農産物の加工・販売、観光等と連携した新たな事業展開等を支援します。

また、中山間地域直接支払制度及び農地の多面的機能保全向上対策による共同管理の実施を支援します。

土地利用型作物の需給調整システムの構築

・・・市民

米の販売戦略や需要予測に基づき、生産者・生産者団体が、主体的に取組む生産計画の策定と地域条件を活かした農地の有効利用を促進します。

他業種との連携・交流の推進

・・・協働

新たな商品・サービスの開発や体験型ツーリズムの展開など、農業と商業、工業、観光産業などの連携・交流による農の六次産業化を促進します。

4 流通システムの充実

食と農を通じた地産地消の促進

・・・協働

農業体験農園の開設や農業体験機会の提供、農業者との交流など、地域間交流を通じて、食と農に関する理解と地産地消を推進します。

販売戦略の確立

・・・協働

安全・安心な農産物の生産振興や品質向上によるブランドの確立など、消費者ニーズに対応できる生産・流通・販売システムの確立を支援します。また、ふるさと納税の返礼品として地元産品の活用を推進します。

特産品の振興

・・・協働

京野菜、丹波大納言小豆など京都丹波ブランドの特産品の生産振興と販路拡大を図るため、関係機関等と連携し生産者を支援します。

「亀岡牛」のブランド化

・・・協働

食肉センターを中心とした安定供給・流通体制の強化と、「亀岡牛」の一層のブランド化を支援します。

農産物の発信・販売拠点の整備

・・・協働

地元農産物の情報発信・販売拠点の開設を支援します。

5 有害鳥獣対策の実施

有害鳥獣駆除

・・・協働

鳥獣の保護と自然との調和を基本に、亀岡市有害鳥獣対策協議会及び近隣市町とも連携を図り、農林水産物及び生活環境被害の発生予防を支援します。

また、捕獲した有害鳥獣の活用についても研究します。

防除施設の整備

・・・市民

農家組合等関連団体が設置する防除施設等の整備を地域単位で支援します。



京野菜えびいも



京野菜京夏すきん

現状と取組むべき課題

- 森林所有者の高齢化などから里山の荒廃が進み、森林の持つ機能が十分に発揮されておらず、また木材価格の低迷など林業の魅力も低下しつつあります。
- 生産性の向上だけでなく、防災、景観、生物の生息、そして地球温暖化防止のため、森林の健全な成長と保全を図ることが必要です。
- 有害鳥獣による林産物への被害に対し、被害防止対策の充実・強化が必要です。

解決策

自然豊かな亀岡市の森林保全と魅力ある里山づくりのための事業推進に取り組むとともに、野生動物との共存を図ります。

- 1 森林整備の実施
- 2 林業経営の振興
- 3 有害鳥獣対策の実施

具体的施策

1 森林整備の実施

森林整備の推進

●●● 行政

森林の健全な成長の促進と良好な生活環境を確保するとともに、森林施業の省力化、コスト低減を推進します。

森林路網の適正管理

●●● 行政

森林管理・経営基盤となる森林路網の整備を推進するとともに、機能に応じた車止め・標識の設置や管理組織の育成など、森林路網の適正管理を推進します。

市民・企業・行政参加による森づくり

●●● 協働

森林ボランティアや緑の少年団、NPOなど森づくりに協力、あるいは主体的に取り組む「森の応援団」の結成と育成を推進し、環境保全活動（モデルフォレスト）を支援します。

病虫害の防除

●●● 行政

公共性の高い森林を中心に、森林公園など公共性の高い地域の被害松林の処理と健全松林の維持を推進します。

2 林業経営の振興

林業組織の活性化

・・・協働

森林組合や各財産区管理組合等の主体的な活動を支援するとともに、経営基盤や組織の強化を促進します。

林産物の振興

・・・協働

丹波栗、丹波松茸など特産品のブランドを活かした林産物の付加価値の向上を図ります。
また、地元資源である間伐材の木材としての利用やバイオマスへの利用などについて、研究・検討します。

里山における経済循環の仕組みづくり

・・・協働

里山の保全と活用のために、里山における産物の地産地消の仕組みづくりを推進します。

3 有害鳥獣対策の実施

鳥獣捕獲の実施

・・・協働

亀岡猟友会等の協力を得て、近隣市町との連携を図り広域的な有害鳥獣対策を推進します。

現状と取組むべき課題

- 消費者ニーズの多様化や基幹道路網の整備などにより、消費の市外流出が顕著で、市内の卸・小売額が減少傾向となっています。
- 市内の消費拡大のため、既存商店が一体となり、にぎわいの創出や、新たな事業展開が急務となっています。
- 京都府の「南丹地域商業ガイドライン」に基づき、商業施設の誘導及び商業拠点の確立や整備を進めていくことが必要です。

解決策

新たなにぎわいの創出や各店の経営強化を図り、新商品の開発や販路開拓に取り組めます。

- 1 商店街等の活性化
- 2 農商工観の連携による食産業の創造
- 3 商業拠点の創出

具体的施策

1 商店街等の活性化

「亀岡市商業活性化推進計画」に基づくにぎわい支援

●●● 協働

「亀岡市商業活性化推進計画」に基づく取組を支援します。

各種支援制度の周知

●●● 協働

国・府による融資や支援制度の周知を図り活用を促進します。

個店の経営強化と活力ある賑わいのまちづくりの推進

●●● 協働

店舗経営における後継者の育成や、創業を支援します。

地産地消の推進

●●● 協働

地元産品を取り扱う魅力ある店舗や商店街づくりを支援します。

2 農商工観の連携による食産業の創造

かめおか食産業振興プロジェクトの推進

●●● 協働

農商工観連携及び産学官連携の体制を構築し、食産業を中心に新商品の研究・開発・販路開拓を進め、商業振興に努めます。

地産地消の推進

●●● 協働

地元産品の認定制度及び地産地消を活かした産業振興を支援します。

3 商業拠点の創出

「南丹地域商業ガイドライン」に基づく商業の適正誘導

●●● 協働

関係機関・団体との協議を踏まえて策定した「南丹地域商業ガイドライン」に基づき、商業まちづくりの基本方向や、大型店等の抑制・誘導エリアを指定する中で、地域の特性を活かした機能的な都市活動ができる「まちなか」再生を図ります。



100円商店街



街バル

現状と取組むべき課題

- 本市は京阪神地区の近郊に位置し、都市の利便性とアクセスという企業立地における優位性があり、これまでの企業誘致でも成果をあげてきました。
- 企業誘致においても都市間競争が激しさを増すなか、優遇措置の要件緩和や情報提供の強化により、新たな企業の立地促進や既存企業の市外流出を防止することが必要です。
- 企業誘致に係る情報の受発信に様々な手段で取組み、また既存企業に対しても企業訪問等によりニーズの把握や情報交流を行っています。社会経済状況が変化する中で、より効果的な施策を講じる必要があります。
- 本市において成功事例がこれまで蓄積されていない、大学や関係機関・団体との連携や産業間の複合的な取組に挑戦していくことが必要です。

解決策

働く場を創出する優良な企業を積極的に誘致するとともに、産学官連携及び農商工観の連携を図り、また付加価値の高い産業の振興や新産業の創造につながる環境づくりを支援します。

- 1 企業誘致の推進
- 2 産学官連携及び農商工観連携の推進
- 3 付加価値の高い産業の振興と新産業創出の促進

具体的施策

1 企業誘致の推進

企業誘致の促進と情報発信

・・・行政

製造業をはじめとして、流通・情報関連産業など幅広い産業の立地促進を図るため、京都府及び商工会議所等との連携を強化するとともに、京阪神地区をはじめ近畿圏・全国に企業誘致の情報発信を推進します。

企業立地奨励金及び雇用促進奨励金等の充実

・・・行政

企業立地に対する優遇措置の要件緩和や制度の充実など新たな施策の検討を進め、ベンチャー企業をはじめとする多様な企業の立地を促す条件を充実します。

企業用地の確保

●●●協働

新たな企業立地や市内企業の用地ニーズに対応するため、市内の既存工場用地・適地に関する情報受発信を強化するとともに、新たな用地の確保に向け、京都縦貫自動車道インターチェンジ周辺の市街化調整区域に、新たな産業拠点の形成に向け地区計画制度等を活用した土地利用転換を誘導することにより、職住一体の魅力的な雇用環境や住居環境の創出を図ります。

2 産学官連携及び農商工観連携の推進

産学官連携及び農商工観連携の推進体制の確立

●●●協働

大学、企業、農商工や観光など幅広い事業関係者による協議の場を設け、継続的な連携・推進体制づくりと支援を図ります。

3 付加価値の高い産業の振興と新産業創出の促進

新事業展開の促進

●●●協働

既存企業をはじめ、それぞれの企業がそれぞれの強みを持ち、自社優位性の高い技術を有した高付加価値産業の創出が図られるよう支援します。

新産業の創出の支援

●●●協働

本市における新産業の創出のため、国関係機関や大学等で実施されている起業家等への支援制度と連携し、新たな起業家やニュービジネスを育む環境づくりを支援します。

現状と取組むべき課題

- 本市は関西大都市圏に近接しながら、豊かな自然や観光資源に恵まれ、観光誘客に有利な条件を備える一方、長年にわたって、保津川下り、湯の花温泉、トロッコ列車の「三大観光」に依存する状況が続いています。
- 市内に点在する歴史文化・観光資源の整備やネットワーク化による新たな観光モデルコースの創造など、来訪者が市内各所へ立ち寄る仕組みが必要です。
- 京都縦貫自動車道全線開通等、高速道路網の整備により、従来からの「京都・亀岡」としてのイメージに加え、広く「京都・丹波」等、近隣自治体との広域的な連携と情報発信による観光誘客の強化が必要です。
- 国内からだけでなく、中国、台湾などアジア諸国をはじめとする外国人観光客の誘致に向けた取組と、滞在しやすい環境の整備が必要です。
- イベントなどでの交流を通じ、観光客をあたたかく迎える環境の整備と雰囲気づくり、そして市民の「おもてなしの心」を育むことが必要です。
- 京都府が進める京都スタジアム（仮称）は、スポーツへの関心が高まる今日において、本市が新たに飛躍する貴重な資源として期待され、スポーツを活かした集客や交流のまちづくりへの取組が必要です。

解決策

豊かな自然・農産物とともに、有利な地理的条件や特色ある歴史と伝統文化を活かし、「明智光秀のまち亀岡」として、「明智光秀」「城下町」をキーワードに、一般社団法人亀岡市観光協会、民間団体や市民等との連携・協働により、にぎわい人口の拡充に向けた観光施策を推進します。

また、市民や事業所、関係団体と一体となって、京都スタジアム（仮称）を交流人口の拡大につなげる取組を推進します。

- 1 観光資源の活用・整備
- 2 観光PR活動の推進
- 3 観光地の意識づくりと市民参画
- 4 観光振興体制の強化
- 5 スポーツを活かした交流の振興

具体的施策

1 観光資源の活用・整備

観光資源の魅力の向上

・・・協働

来訪者の視点で、三大観光をはじめ自然・歴史資源・食などの発掘・見直しを行い、関係者との連携による魅力の向上を図ります。

また、湯の花温泉の環境整備をはじめ、来訪者を迎える個性的な環境・景観の創出を推進します。

観光資源のネットワーク化

・・・協働

観光客が市街地など市内各所に足を運ぶ仕組みづくりに向け、「三大観光」を含めて市内各所の観光資源や店舗を面的に結ぶ着地型・滞在型の観光コースの商品開発を推進します。

「明智光秀のまち亀岡」の確立

・・・協働

「明智光秀のまち亀岡」をメインテーマとした観光施策を、ゆかりの地自治体等で行く「NHK大河ドラマ誘致推進協議会」と連携して推進します。

また、観光振興の観点から、石田梅岩、円山応挙、足利尊氏など本市にゆかりの人物を活用した観光施設などの整備について、財源を確保する中で検討します。

広域観光圏の情報発信強化

・・・協働

現在加盟している「京都丹波観光協議会」「大丹波連携推進協議会」「森の京都推進会議」「京都・西の観光推進協議会」等と連携した活動等を通じて、京都縦貫自動車道（ガラシャ・光秀街道）全面開通を機に「京都・丹波」地域の観光資源を一層効果的に観光客にPRし、観光誘客を図ります。

2 観光PR活動の推進

観光「亀岡」のPR

・・・協働

亀岡の新たな魅力づくりを進めるとともに、一般社団法人亀岡市観光協会や「三大観光」と連携し、インターネット等多様なメディアの活用により、京阪神・中部圏等への観光キャンペーン及び観光PRの実施を促進します。

外国人観光客の誘致

・・・協働

観光入込客数・観光消費額の拡大を目指し、公益社団法人京都府観光連盟や近隣都市と連携し、近隣アジア諸国など、外国からの観光誘客を図ります。

3 観光地の意識づくりと市民参画

観光地にふさわしい環境整備とホスピタリティの育成

・・・協働

観光地にふさわしい雰囲気を作るため、要所への多言語表示による観光案内板などのサイン整備や観光マップ等の充実を図るとともに、観光客を迎える市民の「おもてなしの心」

など、観光ホスピタリティの育成・向上を推進します。

市民主体の観光まちづくりの推進

●●●協働

継続性と発展性のあるにぎわい創出のため、観光に対する市民意識の啓発と住民・民間団体による主体的な取組の促進、一般社団法人亀岡市観光協会の組織強化を図ります。

また、点在する観光資源や交通拠点を結ぶ仕組みとして、地域住民や事業者と協力しながら、レンタサイクル事業等を推進します。

体験・滞在型観光の推進

●●●協働

空き家を活用したゲストハウスや農家レストランを活用した観光客誘致、グリーンツーリズムやスローフード、匠、職人との交流の場など、滞在型の地域資源の活用や積極的なPRにより、観光推進に取り組めます。

4 観光振興体制の強化

観光関連団体の育成

●●●協働

観光振興を市民・関係者主体で総合的に進めるため、一般社団法人亀岡市観光協会を中心とした推進体制の強化を検討します。

5 スポーツを活かした交流の振興

スポーツ観光の推進

●●●協働

京都スタジアム（仮称）の効果的な活用など、スポーツ観光を推進するとともに、スポーツ観光への市民の気運を盛り上げる取組を推進します。

京都スタジアム（仮称）と観光資源の連携強化

●●●協働

保津川遊船企業組合や一般社団法人亀岡市観光協会等と連携し、相互アクセスの向上や誘導板・案内板の整備など、京都スタジアム（仮称）から保津川下り乗船場間のネットワークの強化を推進します。



京馬車



三大観光（トロッコ列車）

現状と取組むべき課題

- 企業訪問を通じて雇用情報の収集や企業に対する地元雇用の要請に取り組んでおり、近年、経済状況や雇用環境は改善しつつあります。
- 動向を注視しながら、企業との更なる情報交換と連携を図っていくことが必要です。
- 国・府や関連団体との連携により、個々のニーズにきめ細かく対応した就労支援のためのセミナーや相談の展開が必要です。

解決策

経済状況及び雇用失業情勢の動向にかかわらず、市民の安定した暮らしを守るための雇用対策をはじめとする就労支援について、常に状況を把握しニーズに即した対応と施策の実施に努めます。

- 1 企業との連携強化
- 2 就労支援事業の展開
- 3 雇用対策・人づくりの推進

具体的施策

1 企業との連携強化

企業との情報交換の推進

●●●協働

定期的な企業訪問や企業との懇談を通じて、企業への地元雇用の拡大・安定化を促進・要請します。

2 就労支援事業の展開

就労支援セミナー及び就労相談事業の開催

●●●協働

求職者への就労支援の充実に向け、求人関連情報の提供及び就労に関するセミナー等の開催を促進します。

3 雇用対策・人づくりの推進

雇用対策

●●●行政

企業や関係団体等との連携により経済情勢・雇用情勢を的確に把握し、状況に応じて国・府の制度活用等による雇用対策を推進します。

職業能力開発の促進

●●●行政

国・府の制度を活用し、就業や職業転換を希望する人への職業能力訓練・技術取得機会を充実します。

第7章

快適な生活を支える まちづくり

～都市基盤の整備～

現状と取組むべき課題

- 均衡ある発展と地域経済を支え、災害に強い高規格道路及び国・府道など広域道路、都市計画道路の整備促進が必要です。
- 車のすれ違いや緊急車両の通行が困難な狭小道路が存在しており、機能向上と通行の安全確保に向けた主要生活道路や狭小道路の整備が必要です。
- 国・府道にも歩道のない場所があり、少子高齢化が進む中、歩行者や自転車を優先にした、誰もが安全で歩きやすい道づくりが必要です。
- 道路の老朽化等が進む中、事故を未然に防ぐため、計画的な予防保全によって費用対効果の高い道路の維持管理に取り組むことが必要です。

解決策

円滑で活気に満ちた都市活動と安全・安心で快適なまちづくりを支える道路網の計画的かつ効果的な整備を推進するとともに、地域の課題に対応し、歩行者の視点に立った誰もが安全で利用しやすい道路整備を図ります。

- 1 広域幹線道路の整備
- 2 生活道路の整備
- 3 都市計画道路網の構築
- 4 人にやさしい道づくり
- 5 道路施設の適切な維持管理

具体的施策

1 広域幹線道路の整備

国・府道の整備促進

・・・行政

歩道の整備や交通渋滞緩和に向けた交差点改良など、国道9号の整備を促進するとともに、地域防災力を高めるため、京都市への新たなルートを要望します。

また、阪神地域とのネットワーク強化に向け、国道372号、423号、477号各国道の整備を促進します。

さらに、市内の骨格を形成し、周辺・広域との連携を高める主要地方道、府道の整備を促進します。

地域高規格道路の実現化

・・・行政

阪神地域と南丹地域を結ぶ京都中部阪神連絡道路の計画決定と事業化に向けた取組を推進します。

2 生活道路の整備

主要生活道路の整備

・・・行政

集落間を連絡する主要な道路の改良など、道路網を整備します。

狭小道路等の整備

・・・行政

生活に密着した狭小道路の改良を進めるとともに、認定外道路の整備を支援します。

地域の特性に配慮した道路整備

・・・協働

地域の活性化やコミュニティ振興を支援するため、周辺の景観に配慮した道路整備や市民と一体となった道路緑化を推進します。

3 都市計画道路網の構築

効率的な道路整備の促進

・・・行政

計画的かつ効率的な道路整備を促進するため、都市機能の充実や面的整備と一体的な整備が必要な道路の都市計画決定を推進します。

街路事業の計画的な取組

・・・行政

良好な市街地の形成、円滑な交通処理、地域状況に応じたまちづくりを視野に、都市の骨格を形成する都市計画道路を整備します。

4 人にやさしい道づくり

歩行者自転車道の整備促進

・・・行政

交通安全対策を重視し、主要道路における歩行者自転車道の整備や交差点の改良を促進するとともに、健康志向の高まりからサイクリングやウォーキングができる環境を整備します。

歩道の整備とバリアフリー化

・・・行政

高齢者や障害者など誰もが歩きやすい歩道の整備や歩道の段差の解消など、バリアフリー化を推進します。

5 道路施設の適切な維持管理

道路管理の徹底

・・・協働

道路の破損等による事故を未然に防ぐとともに良好な道路環境を維持するため、定期的な道路パトロールの継続など適切な維持管理を推進します。

橋梁長寿命化計画の推進

・・・行政

橋梁の予防保全及び維持管理・更新費用全体のコスト削減のため、道路橋の長寿命化計画に基づき、計画的に修繕を実施します。

現状と取組むべき課題

- 長年の課題であったJR山陰本線（嵯峨野線）京都～園部間の複線化が完成、また、JR各駅を中心とするまちの拠点整備が進んでいます。
- 関係機関との連携により、園部駅以北の複線化と山陰本線の大阪方面への直接乗り入れ構想の実現に向けた働きかけを継続・強化していくことが必要です。
- まちづくりの拠点として、JR各駅の駅舎・駅機能の充実や利便性・安全性の向上に向けた取組が必要です。
- 市民の利便性の向上と公共ネットワークの構築に向け、ふるさとバス、コミュニティバスを効率的、効果的に運行することが必要です。

解決策

JR山陰本線（園部駅以北）の利便性の向上について要望活動を行います。

また、駅舎や駅周辺環境整備を図るとともに、JRとバス交通等が複合的につながった快適な公共交通ネットワークを構成します。

- 1 鉄道と駅舎の利便性の向上
- 2 バス交通の充実と市民の交通手段の確保
- 3 公共交通による市内ネットワークの向上

具体的施策

1 鉄道と駅舎の利便性の向上

鉄道利便性の向上

●●● 協働

馬堀駅への快速の停車や輸送本数の増加など、鉄道サービスの向上を事業者に要請します。

山陰本線複線化等の促進

●●● 行政

JR山陰本線複線化（園部駅以北）と大阪圏への時間短縮を促進します。

駅舎等の整備促進

●●● 行政

鉄道駅をまちづくりの拠点と位置付け、千代川駅の駅東側広場の整備など、駅機能を充実します。

亀岡駅自由通路等の適正管理

●●● 協働

施設維持管理業務の効率化などにより、亀岡駅自由通路等の維持管理のコスト抑制と良好で安定した維持管理を推進します。

駅前における自転車環境の整備・維持

行政

自転車利用を促進するため、適宜、自転車等駐車場の使用料の改定を図ります。
また、放置自転車の抑制・解消に向け、指導啓発及び撤去保管業務を充実するとともに、時間・範囲の工夫や広報・ホームページにおける事前周知を推進します。

北陸新幹線の整備促進

協働

北陸新幹線小浜ルートの実現に向けた活動を推進します。

2 バス交通の充実と市民の交通手段の確保

コミュニティバスの利便性の向上

行政

公共交通による利便性を高めるため、市街地内の路線バスが運行していない地域に交通手段を確保するとともに、買い物や通院、公共施設へのアクセスの強化を図ります。

ふるさとバスの利便性の向上

行政

周辺地域の生活交通の確保を目的に、市民が利用しやすく、また利用してもらえるよう、バスサービスの向上を推進します。

バス運行に伴う多様な施策の検討

協働

バス利用者の増加を図るため、商業施設との連携、バスを通じたまちづくりの促進、市民意識の啓発など多様な施策について検討します。

公共交通空白地等の解消

協働

公共交通空白地等における高齢者等の交通弱者の移動手段を確保するため、デマンド交通の導入を推進します。

3 公共交通による市内ネットワークの向上

公共交通ネットワークの充実

協働

鉄道、バス、タクシーなど公共交通を主体に買い物や通院などの基本的な移動がおおむね可能となる基礎的ネットワークの構築を図ります。

現状と取組むべき課題

- 桂川河川改修は「当面計画」に基づく整備が完了し、さらなる治水安全度の向上に向けて暫定計画に基づく高水敷の掘削等の整備促進が図られています。
- 桂川のさらなる治水安全度の向上のため、戦後最大の洪水に対応できる水準の達成に向け、河川管理者へ継続的に整備促進されるよう要望していくことが必要です。
- 市民の生命・財産を水害や土砂災害から守るため、緊急性に配慮した中小河川の整備が求められるとともに、改修後の堤防管理道路や法面の適正な管理も必要となっています。
- 河川を市民の憩いや観光の資源として活用するため、高水敷・堤防敷の有効利用や親水性を持った水辺空間づくりなどが求められています。

解決策

さらなる治水安全度の向上のため、桂川の段階的な整備要望活動を、地元との調整を図りながら強力に進めます。

また、市街地内を流れる中小河川の改修を民間開発や区画整理事業との連携により促進するとともに、地域に合った河川環境の整備を進めます。

- 1 桂川治水対策の推進
- 2 中小河川改修の促進
- 3 適切な河川環境の創出

具体的施策

1 桂川治水対策の推進

桂川の整備促進

・・・行政

暫定計画から基本計画へ段階的に目標を定め、河川管理者との連携によって着実な治水安全度の向上が図られるよう、桂川河川改修を促進します。

2 中小河川改修の促進

中小河川の改修促進

・・・行政

良好な水辺空間の保全・創出に努め、水生生物の生息環境に十分配慮しつつ、河川の改修を促進します。

民間開発等との連携

・・・協働

民間開発や区画整理事業と整合を図りながら、市街地内を流れる中小河川の改修を促進します。

河川改修への市民参画

・・・協働

中小河川の改修計画の策定等における、地域住民や市民団体との協働の取組を推進します。

3 適切な河川環境の創出

河川の親水性の向上

・・・行政

市民が自然や水と親しめる親水空間の創出や水辺環境の整備を推進します。

桂川堤防・護岸高水敷の活用

・・・協働

「保津川かわまちづくり計画」に基づき、保津川水辺公園を整備し、川を活かしたまちづくり・まちを活かした川づくりを推進します。

地元との協議・協働による施設管理

・・・協働

河川沿線の環境に配慮し、沿線自治会のまちづくりと合致した河川整備を推進します。

現状と取組むべき課題

- 水道は市民生活に欠かせない最も重要なライフラインであり、日常はもちろん、災害時においても安全・安心の給水確保は最重要課題です。
- 施設の老朽更新・耐震化による機能強化や計画的な配水管の更新による漏水の防止など、災害対策や水資源の有効利用に向けた取組が必要です。
- 水道事業経営の安定化による安全・安心の水道供給を図るため、水道料金の収納確保や事務事業の効率化による経営の健全化に取組むことが必要です。

解決策

安全・安心で良質な水の安定供給に努めるとともに、経営の健全化の取組を継続することにより、経営基盤の安定を図ります。

- 1 安全・安心な給水の確保
- 2 水道事業経営の健全化

具体的施策

1 安全・安心な給水の確保**水道施設の老朽更新・耐震化の推進**

●●● 行政

安全・安心かつ効率的な水の供給を維持するため、浄水場、配水池及び配水管などの耐震化並びに老朽管更新を推進します。

緊急給水拠点の整備

●●● 行政

災害時における飲料水確保のため、緊急給水拠点を充実します。

漏水防止対策の推進

●●● 行政

漏水防止に向けて策定した「漏水防止対策計画」に基づき、配水管の計画的な更新を推進します。

簡易水道統合整備の推進

●●● 行政

上水道への統合が可能な地域において、簡易水道の統合整備を推進します。

2 水道事業経営の健全化

経営状況の改善努力の継続

・・・行政

経営状況を的確に把握し、継続的に点検・評価を行い、経営の健全化を推進します。

水道料金の収納確保

・・・行政

口座振替制度などの周知や期限内納付の広報により、水道料金の収納確保を推進します。

事務事業の効率化の推進

・・・行政

民間委託の推進による人員配置の見直しなど、事務事業の効率化に向けた多様な手法の検討・導入を図ります。

水道技術職員の確保及び育成

・・・行政

円滑な技術継承のため、水道技術職員の確保及び育成を推進します。

経営情報提供の充実

・・・行政

市民や事業者の理解を深めるため、広報紙やホームページ等を活用した経営状況等の情報提供を充実します。



千代川浄水場見学

現状と取組むべき課題

- 公共用水域の水質保全及び生活環境の改善のため、公共下水道における下水道整備の推進と、公共・地域下水道における老朽更新及び適正な維持管理が必要です。
- 下水処理の適切な維持及び「大阪湾・淀川流域別下水道整備総合計画」に基づく高度処理への対応に向け、年谷浄化センターの機能維持・強化が必要です。
- 公共用水域の水質保全の効果は、下水道整備後、早期に下水道接続されなければ期待できないため、水洗化を促進していく必要があります。
- 事業経営の安定化を図るため、下水道使用料の収納確保や事務事業の効率化による経営の健全化に取り組むことが必要です。

解決策

下水道未整備地区の計画的な整備と維持管理、未水洗化世帯への水洗化促進などの取組に努めるとともに、経営の健全化の取組を継続することにより、経営基盤の安定を図ります。

- 1 下水道施設の整備及び維持管理
- 2 下水道水洗化の普及促進
- 3 下水道事業経営の健全化

具体的施策

1 下水道施設の整備及び維持管理

公共下水道施設の整備、老朽更新及び維持管理

●●● 行政

公共下水道における整備計画に基づき、効率的な管渠整備、老朽管更新及び維持管理の適正化を推進します。

地域下水道施設の老朽更新及び維持管理

●●● 行政

地域下水道施設の効率的な機能更新整備及び維持管理の適正化を推進します。

雨水整備の推進

●●● 行政

亀岡市公共下水道事業（雨水）の全体計画見直しにより諸条件を整え、関係機関と具体的に協議を行う中で、雨水排水整備を推進します。

年谷浄化センターの計画的な整備

●●● 行政

年谷浄化センター施設の長寿命化を図るため、アセットマネジメント（資産管理）を推進し、適切かつ計画的な改築・更新整備を図るとともに、新しい排出基準（窒素・リン・CODの排出上限）の達成等に向けた高度処理施設を整備します。

2 下水道水洗化の普及促進

下水道水洗化の普及促進

・・・協働

公共用水域の水質保全及び生活環境の改善を図るため、水洗化の普及促進を推進します。

3 下水道事業経営の健全化

経営状況の改善努力の継続

・・・行政

経営状況を的確に把握し、継続的に点検・評価を行い、経営の健全化を推進します。

下水道使用料の収納確保

・・・行政

口座振替制度などの周知や期限内納付の広報により、下水道使用料の収納確保を推進します。

事務事業の効率化の推進

・・・行政

民間委託の推進による人員配置の見直しなど、事務事業の効率化に向けた多様な手法の検討・導入を図ります。

下水道技術職員の確保及び育成

・・・行政

円滑な技術継承のため、下水道技術職員の確保及び育成を推進します。

経営情報提供の充実

・・・行政

市民や事業者の理解を深めるため、広報紙やホームページ等を活用した経営状況等の情報提供を充実します。



下水道フェスティバル

現状と取組むべき課題

- 本市においては、宅地の開発や住宅建築に関する一定の基準として「亀岡市宅地開発等に関する指導要綱」を定め、地域ごとにふさわしい土地利用をコントロールする仕組みを構築しています。
- 都市計画法の改正や開発許可の権限移譲が進めば、亀岡市版の「開発許可制度マニュアル」等の策定により、主体的な開発指導の強化が必要です。
- 「亀岡市営住宅ストック活用計画」に基づき、市営住宅の適正管理と維持修繕、計画的な建替え事業を推進することが必要です。
- 厳しい経済情勢や人口減少・少子高齢化の進展を踏まえ、定住を促進し、中堅所得者や高齢者が安全で安心して居住できる賃貸住宅の供給も課題となっています。
- 今後は空き家の増加も予想され、これらが手入れされずに放置されれば周辺環境の悪化とともに、コミュニティやまちの活力低下につながることも危惧されることから、その適切な管理を促進するとともに、空き家を定住促進やまちづくりの資源として活用していくことも課題となっています。

解決策

民間・行政が協力・連携し、ニーズに対応した住宅地の供給や空き家の適切な管理の促進及び活用を行い、亀岡市の地域特性を活かしたゆとりのある良好な住環境の整備を進めるとともに、木造住宅の耐震改修を支援します。また、市営住宅の適正な供給、維持管理を推進するとともに、民間資金を活用した住宅建設に努めます。

- 1 ゆとりのある良好な住環境の整備
- 2 空き家の適切な管理の促進と活用
- 3 良好な市営住宅等の供給

具体的施策

1 ゆとりのある良好な住環境の整備

開発事業者への指導

・・・行政

ゆとりのある良好な市街地・住環境の形成に向け、「亀岡市宅地開発等に関する指導要綱」及び「開発許可制度マニュアル【亀岡市版】」等による指導を推進します。

住宅耐震化の啓発

・・・協働

広報やホームページを活用し、耐震の必要性をアピールするとともに、耐震学習会や出前タウンミーティングによる市民への啓発を充実します。

耐震相談会の実施

・・・行政

定期的な耐震相談会を開催し、相談窓口を充実します。

耐震診断の実施

・・・行政

耐震診断を支援するため、耐震診断士の派遣を推進します。

木造住宅の耐震化工事の促進

・・・市民

昭和56年以前建築の木造住宅の耐震化を推進します。

耐震改修費補助の実施

・・・行政

耐震改修補助を行い、木造住宅の耐震改修を支援します。

市街化調整区域の規制緩和

・・・行政

分権型社会の実現に向けて、京都府からの開発許可権の権限移譲を進めるとともに、規制緩和対策として、開発許可基準の見直しや都市計画制度の運用を図ります。

2 空き家の適切な管理の促進と活用

空き家対策に関する仕組みづくり

・・・行政

「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空き家の適切な管理を促進するとともに、活用等についての仕組みづくりを進めます。

空き家の利活用

・・・協働

事業者等と連携し、空き家情報の発信などにより利活用を推進します。

3 良好な市営住宅等の供給

市営住宅の計画的建替えの推進

・・・行政

「亀岡市営住宅ストック活用計画」に基づく計画的建替え事業を推進します。

市営住宅の適正な維持管理

・・・行政

平成22年に策定した市営住宅長寿命化計画に基づき市営住宅の適正な維持管理を実施します。

民間の賃貸住宅供給への支援

・・・協働

中堅勤労者向け特定優良賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅の供給を支援します。

現状と取組むべき課題

- 亀岡市営火葬場は、大規模改修から10年以上が経過しており、火葬炉を含め年次維持管理計画に基づき、計画的な修繕及び円滑な運営が必要です。
- 現火葬場の利用状況及び今後の需要予測、更に現火葬場の耐用年数等を勘案し、新火葬場の整備について検討が必要です。

解決策

亀岡市営火葬場の計画的な修繕と適正な管理を行いつつ、新火葬場の建設について整備構想等を策定していきます。

- 1 火葬場の適正管理
- 2 新火葬場整備構想等の策定

具体的施策

1 火葬場の適正管理

火葬場の計画的な修繕

・・・行政

火葬場を適正に管理及び運用するため、設備機器の計画的な修繕を推進します。

2 新火葬場整備構想等の策定

新火葬場整備検討審議会の開催

・・・行政

新火葬場の整備構想を策定するため、広く市民の意見を聞く新火葬場整備検討審議会を開催します。

新火葬場整備構想の策定

・・・行政

新火葬場の整備に向けて、将来需要及び現火葬場の耐用年数等を見極めつつ整備構想を策定します。

現状と取り組むべき課題

- 今日の激動する社会・経済情勢を反映し、市民生活で求められる情報や情報伝達手段は複雑・多様化しています。
- 市民への情報伝達の充実に向け、さらに効率的で確実な広報紙の配布方法の確立や、新たな情報伝達手段の調査研究に取り組むことが必要です。
- 市民の日常生活において生じる諸課題への対応に向け、信頼のおける相談窓口を充実させることが必要です。
- 市民が行政施策への関心を深め、まちづくりへの参画・協働意識を育む仕組みが必要です。
- 市民生活の向上に向け、全庁的な情報化とともに、すべての人が情報通信技術（ICT）の利便性を享受できるようにしていくことが必要です。

解決策

広報紙等の配布方法を充実させるとともに、新たな情報伝達手段の調査研究に取り組みます。また、市民ニーズの的確な把握に努めるとともに、市民からの相談に関係機関と連携して迅速かつ適切に対応します。さらに、高度なICTの有効活用により、市民や来訪者の誰もが、安心して、情報やサービスを利用できるまちづくりを進めるとともに、行政事務の効率化による市民サービスの向上を推進します。

- 1 市政に関する情報提供
- 2 広聴、法律相談・行政相談の充実
- 3 情報化施策の推進
- 4 シティプロモーションの推進

具体的施策

1 市政に関する情報提供

広報紙などの配布の充実

・・・協働

さらに多くの人へ広報紙を配布できる体制づくりに向け、民間店舗への広報紙の配置個所の拡充などを推進します。

新たな伝達・配布方法の調査・研究

・・・行政

インターネットや地上デジタル放送を活用した新たな情報伝達方法の調査研究を推進します。

2 広聴、法律相談・行政相談の充実

広聴機会の充実

・・・協働

市長との懇談会の開催など、地域課題の解決や未来志向のまちづくりについて多様な市民意見を把握する機会を充実します。

市民相談の実施

・・・行政

市民の安全・安心を確保するため、常設の市民相談に加え、弁護士による法律相談や、総務省行政相談委員による行政相談等の特設相談を開設し、相談窓口の一層の充実を図ります。

市民意見・提言に対する結果の公表

・・・行政

行政への信頼性の確保と協働のまちづくりの推進に向け、広聴事業等で得た意見・提言への迅速・的確な回答と、施策への反映状況の公表を推進します。

3 情報化施策の推進

情報化推進計画に基づく情報化施策の推進

・・・行政

高度なICTを有効活用した質の高い市民サービスの提供と、より効率的・効果的な行政運営を図るため、情報化推進計画に基づく情報化施策を計画的に推進します。

情報通信システムの研究

・・・協働

常に最新の技術やサービスを研究し、実施の可能性を探りながら、導入システムを充実します。

4 シティプロモーションの推進

シティプロモーションの推進

・・・協働

「にぎわい人口」の拡大、まちのブランド力強化、市内産業等の情報発信によるUJターンの推進等に向け、トップセールスを行うとともに、様々な情報伝達手段について検討し、効果的なシティプロモーションを推進します。

市民主体のプロモーション活動の促進

・・・協働

口コミやSNSなど、市民が自らまちの広報役を担う効果的なシティプロモーションを促進します。

第8章

効率的で明るい都市経営

～計画を推進する行財政運営～

現状と取組むべき課題

- 地方自治はこれまでの地方分権改革の成果を活用した独自の取組など、個性を活かし自立した地方をつくることを目指す新たなステージへ展開しています。
- 本市においても、自主性・自立性を基本としながら、国の制度改革や地域住民のニーズに迅速・的確・柔軟に対応できる組織体制を構築することが必要となっています。
- 時代の変化と市民ニーズの高度化・多様化に対応するため、職員の能力開発や人材育成・人事管理の見直しが必要となっています。
- 市民と行政がよきパートナーとして対話と議論を重ねながら、それぞれにまちづくりを担う役割と責任を果たしていく必要があります。
- 本市においては、人口急増期を中心に多くの公共施設等が整備され、今後、維持管理・更新等に係る費用の増大が見込まれることから、厳しい財政状況を踏まえ、効果的な活用と効率的な維持管理に取り組む必要があります。

解決策

亀岡市行財政改革大綱2015-2019に基づき、持続可能な行財政運営の健全化を基本とし、市民から信頼される職員の意識改革と組織の機能強化を図ります。

また、地域の課題や多様化する市民ニーズに対応するため、市民、NPO法人、自治会、企業、大学、行政などが連携・協力し、役割と責任を分担し合う協働の取組を推進します。

公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行います。

- 1 健全で効率的な行政運営の推進
- 2 組織・マネジメント改革の推進
- 3 市民参加による行政運営の推進
- 4 公共施設等の効果的な活用と効率的な維持管理の推進

具体的施策

1 健全で効率的な行政運営の推進

組織・機構の見直し

●●● 行政

社会情勢の変化に柔軟に対応し、簡素で効率的な市民にわかりやすい組織の再編を推進します。

監査能力の向上

・・・行政

監査知識の習得・向上と次代に即応した監査のため、専門的な研修などによる職員の資質の向上に努めます。

入札・契約制度の適正な運用

・・・行政

入札・契約制度の充実に向け、総合評価方式の導入を推進するとともに、入札監視委員会を設置し入札及び契約の透明性の確保と公正な競争を促進します。

工事データの電子納品、業者・職員への指導、厳正な検査の実施

・・・行政

業者からの工事に関するデータの電子納品化を促進します。また、厳正な工事検査を実施し、業者・職員の技術力向上を推進します。

2 組織・マネジメント改革の推進

市民から信頼される組織づくり

・・・行政

多様化する行政課題に迅速かつ的確に対応するため、限られた人材の効果的・効率的な配置と、柔軟かつ機動的な組織体制の構築を図ります。また、職員自らの使命感を高め、倫理意識の高い組織づくりに努めます。

職員の意識改革と能力開発

・・・行政

地方分権・市民協働が進む中、多様化・高度化する住民ニーズに市民目線で柔軟に対応できる意識と能力を持った職員を育成するため、研修制度の充実や市民との協働事業への参画を推進します。

トータル人事システムの運用

・・・行政

職員の仕事に取り組む意欲の高揚と意識改革のため、能力、実績主義を基本とした透明で納得度の高い人事評価システムの充実に努めます。

3 市民参加による行政運営の推進

情報公開の推進

・・・行政

行政の透明性の向上と市民・行政の情報の共有化に向け、情報公開を推進します。

開かれた市政の推進

・・・行政

審議会等への市民公募やパブリックコメントの実施など、まちづくりの方針決定過程における市民意見の募集・反映を推進します。

民間との連携

・・・協働

市民・民間との協働や連携によって効果的・効率的な行政サービスの提供が可能な事業について、民間活力を活かすあらゆる手法・手段の導入を推進します。

自治基本条例の研究

・・・協働

住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定め、地域課題の解決やまちづくりにおける各主体の役割等を示す自治基本条例の制定に向けて研究します。

4 公共施設等の効果的な活用と効率的な維持管理の推進

適切な公共施設等のマネジメントの推進

・・・行政

公共施設等総合管理計画を策定し、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、公共施設等の効果的な活用・再編と効率的な維持管理を推進します。



市役所1階の市民情報コーナー

現状と取組むべき課題

- 景気は緩やかな回復基調といわれつつも、依然として地域経済の低迷と人口減少などにより市税収入等が減少し、自主財源の確保は厳しい状況です。また、少子高齢化による扶助費などの義務的経費の増加が続き、財政調整基金も残り少なくなるなど、財政の硬直化が一段と進行しています。
- 新規市債の発行額の抑制や基金に依存しない予算編成、行財政改革の不断の実行など、今後とも自立したまちづくりを継続するための取組が必要です。
- 市有財産の有効な利活用の推進と新たな自主財源の検討、サービスの対価としての各種料金の適正化など、収入の確保に取組むことが必要です。
- 納税者の理解・信頼に基づく納税を推進するため、公平・公正かつ正確な賦課や公平・公正な課税を行うシステムの整備と、納税者の多様なライフスタイルに対応できる納付チャンネルの拡大が必要です。

解決策

亀岡市行財政改革大綱2015-2019及び実施計画に基づき、中期的な財政見通しを視野に入れ、財源の「確保」と事業の「選択と集中」を基本とした予算編成を行い、持続可能な財政運営を目指します。

また、市有財産の状況把握と適正管理を進め、処分や貸付などの積極的な利活用を図るとともに、将来を見据えた持続可能な財政基盤の確立を目指します。

併せて、説明責任を果たし、納税者の理解・信頼を深めて円滑な納税を促すための取組を推進します。

- 1 健全な財政運営
- 2 財源の確保と事業の選択と集中による予算編成
- 3 円滑な課税・徴収の推進

具体的施策

1 健全な財政運営

中期的な視点による健全な財政運営

●●● 行政

財政状況を分析するとともに、中期的な財務指標及び財政見通しを作成し、健全な財政運営を図ります。

財政状況の周知

●●● 行政

広報紙やホームページなどによる市民へのわかりやすい財政状況の広報に努めます。

2 財源の確保と事業の選択と集中による予算編成

市有財産の活用

・・・行政

市有財産台帳の整備により利活用の検証を進め、活用見込みがない未利用財産については、処分または他の活用方法による収入確保に努めます。

亀岡市行財政改革大綱2015-2019や財政見通しに基づく予算編成

・・・行政

負担の公平・公正性の観点から、公共施設や各種サービス等の使用料・手数料、各種団体等への補助金・負担金等の見直しを行うとともに、普通建設事業の選択と集中による新発債の抑制、基金に依存しない予算編成と的確な執行管理、時代に即応した外郭団体のあり方の検討、併せて行財政改革の不断の実行を推進します。

税収の確保等

・・・行政

地域経済の活性化による税収の確保に努めるとともに、ふるさと納税制度を活用した収入の確保も図ります。

3 円滑な課税・徴収の推進

税に対する正しい理解の促進

・・・行政

市民が税を理解し、納得して納税できるよう、課税内容の説明やホームページへの課税の仕組みの掲載など、税に対する理解を育む情報提供に努めます。

公平性の確保

・・・行政

公平公正な課税の推進に向け、未申告者に対する調査や土地・家屋の実態調査を実施します。

納付チャンネルの拡大

・・・行政

ペイジー口座振替受付サービスの導入、口座振替取扱金融機関の拡大などにより、納税者の利便性の向上を図ります。

現状と取組むべき課題

- 京都中部地域における広域的な発展を図るため、近隣市町等（南丹市、京丹波町、京都府南丹広域振興局）で連携を図っています。
- 本地域が持つ豊かな自然や農林畜産資源、伝統文化などの地域資源を最大限に活かした地域振興を図るため、各地域の実情に応じ、市町の自主性を重んじた形での広域連携が必要です。
- 近隣市町等の各部門を通じて、市域を接する京都市や大阪府をはじめとする近隣都市との多様な連携、交流を図っていくことが必要です。
- 国・府等関係機関との連携強化により、広域的事業の推進や国・府事業の効果的な活用を図ることが必要です。

解決策

亀岡市、南丹市、京丹波町、京都府南丹広域振興局で構成する「京都丹波」での取組をはじめ、施策ごとの連携によって、効果的な課題の解決や効率的な事業の推進が可能な取組について、国・京都府や近隣都市などとの多様な連携を推進します。

1 広域連携の推進

具体的施策

1 広域連携の推進

近隣都市との連携・交流

●●● 行政

「京都丹波」による広域連携を行い、各種取組や研究、情報交換等を進め、圏域における広域的課題の解決に向けた対応を図ります。また、隣接する京都市や大阪府をはじめ、各種活動等を通じて近隣都市との多様な連携、交流を図ります。

国・府等との連携

●●● 行政

国・府等関係機関との緊密な連携強化により、各種広域事業などの効果的な推進・活用を図ります。

『夢』、『希望』を実現する シンボルプロジェクト

シンボルプロジェクトは、後期基本計画で掲げる「①定住促進・少子化対策」「②安全・安心の推進」「③にぎわいの創出」の3つの重点テーマについて横断的に取組み、基本構想に掲げる「目指す都市像」を実現していくため、市民・団体・事業者・行政が同じスタートラインに立ち、検討するテーマについてみんなで考え、「夢」や「希望」を持って一緒に取組み、具現化していくまちづくりの取組です。

この仕組みを通じて、市民が亀岡市に住むことに喜びと誇りを感じ、その思いを広く発信することができ、さらには企業や観光客にも「行ってみたい」「また訪れたい」「住みたい・進出したい」と思われるキラリと光るまち・かめおかをみんなで築いていきます。

後期基本計画期間は、2018年に完成予定の京都スタジアム（仮称）と京都・亀岡保津川公園を活かしたまちづくりをテーマに取組を進めていきます。



推進方策

プロジェクトの推進に向け、みんなで一緒に考えていく場をつくり、情報を共有し、市民のみなさんの積極的な提案と主体的な行動を活かしながら、市民・団体・事業者・行政の協働作業で「夢」と「希望」の実現に向けた取組を進めていきます。みんなで、知恵を出し合い、方向性を決定・共有し、最大限の効果を考えながら、それぞれの強みや得意なところを活かして実施に結びつけていきます。併せて、新しいまちづくりを支え、担う人材を育成していきます。

後期基本計画の進行管理

後期基本計画の進行管理に当たっては、前期基本計画の成果と課題を踏まえ、進捗状況の把握及び課題について検討するとともに、後期基本計画で掲げた目標に対する成果の把握・検証を行います。

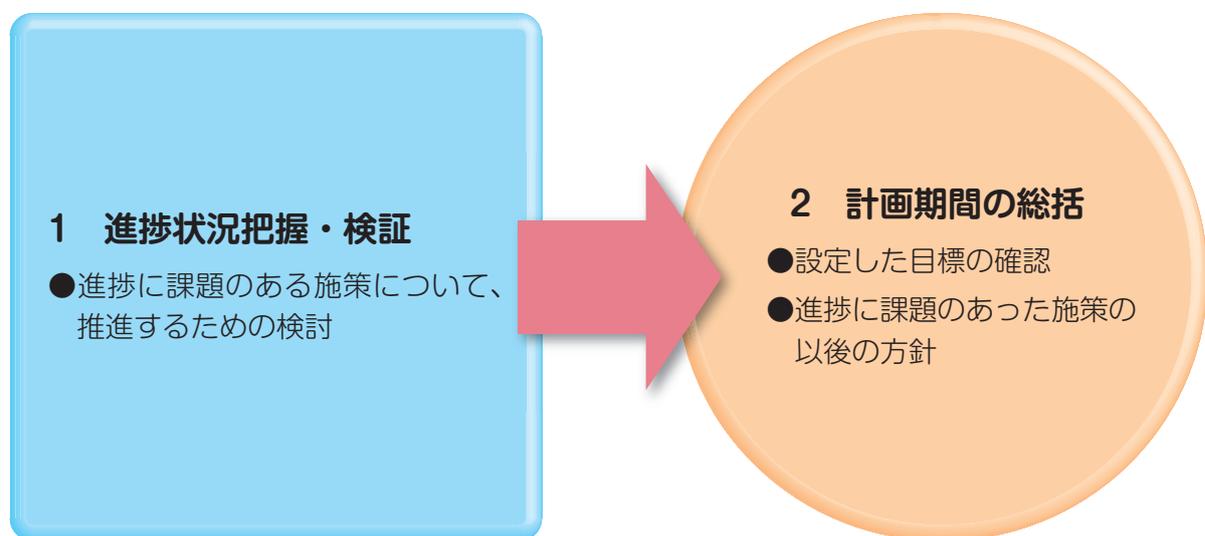
また、本総合計画においては、基本構想のまちづくりの基本理念の一つとして、市民と行政がパートナーシップのもと、互いに役割と責任を認識し、協力しあう、市民の参画と協働によるまちづくりを掲げています。

このため、市民にわかりやすいまちづくりの目標として掲げた「後期基本計画の『目指す目標』」を市民と共有するとともに、その結果の公表等を通じて開かれた行政運営を推進します。

目指す目標は、①市民、事業者及び行政の協働の取組で目指す項目、②その成果が市民全体に実感できる項目、③市民にわかりやすい項目、④定期的な実績（推移）が把握できる項目を基本に選定するとともに、定量（数値）的な目標値や定性（非数値）的な目標を設定します。

なお、計画に掲げる各目標や施策について、検証の結果、あるいは社会経済情勢の変化などによって修正の必要が生じた場合は、市民ニーズにも合わせた柔軟な見直しを行います。

■ 進行管理の流れ



後期基本計画 市民と行政の協働による「目指す目標」

(前期基本計画の目指す目標について、24頁～参照)

市民と行政が、互いに目的を共有して、協働のまちづくりを進めるため、「目指す目標」を設定します。

目的と役割

- 計画の進捗状況の把握・検証と公表
- 計画の改善
- 市民の意識啓発
- 行政の意識改革

第1章 互いを認め合う、ふれあいのまちづくり

節	目指す項目	基準値(H26)	目標(H32)
人権尊重・平和	平和推進事業に参加した人数	2,428人	2,800人
	人権教育講座等への参加者の拡大	1,967人	2,200人
男女共同参画	審議会等への女性の登用の比率	32.3%	50.0%
コミュニティ	自治会加入世帯率	81.0%	維持
市民協働	市民活動への寄附を受け入れる基金の創設	未着手	創設・運用

第2章 安全で安心して暮らせるまちづくり

節	目指す項目	基準値(H26)	目標(H32)
セーフコミュニティ	救急搬送件数(重傷外傷分)	88件	79件
防災・消防	災害備蓄数(食料)	10,536食	19,000食
交通安全・防犯	交通事故死傷者数	421人	357人
	街頭犯罪認知件数	307件	260件
消費者保護	消費生活相談の開催回数	週5回	週5回

第3章 健康で元気あふれるまちづくり

節	目指す項目	基準値(H26)	目標(H32)
健康づくり・医療	がん検診受診率	14.3%	(H28)50.0% (国の目標値)
	特定健診の受診率(亀岡市国保加入者、40歳～74歳)	33.6%	(H29)60.0% (国の目標値)
地域福祉	ライフライン事業者との見守り協定数	33件	39件
子育て支援	地域子育て支援拠点事業等ひろば事業・つどい事業参加者数	34,273人	35,200人
高齢者福祉	認知症地域支援推進員数	2人	9人
障害のある人の支援	計画相談支援・障害児相談支援の進捗率	53.3%	100.0%

第4章 豊かな心と文化を育むまちづくり

節	目指す項目	基準値(H26)	目標(H32)
生涯学習	人材バンクの利用件数	4件	10件
就学前教育・学校教育	小中学校の非構造部材(建物本体の構造体以外の照明器具等)の耐震化率	平成27年度から開始	100.0%
社会教育	市民一人当たり年間貸出冊数	4.66冊	5.30冊
	各町「心の教育」取組参加者数	5,350人	6,000人
文化芸術・歴史文化	新資料館構想に基づく基本計画の策定	未着手	策定
生涯スポーツ	各種スポーツ大会・教室参加者数	9,809人	15,000人
地域間交流・国際交流	亀岡市・西京区住民交流推進事業参加者数	705人	1,000人

第5章 人と環境にやさしいまちづくり

節	目指す項目	基準値(H26)	目標(H32)
自然環境	公害監視活動日数	月3日	週1回
地球環境・省エネルギー	亀岡市の温室効果ガス排出量	471.2千t-CO2 (H24)	323.1千t-CO2 (H30)
資源循環・廃棄物処理	市民一人当たりの年間ごみ排出量	172kg/人	162kg/人
	資源化率	16.4%	20.9%
市街地	土地区画整理事業箇所数	13箇所	16箇所
景観保全・形成	景観まちづくり市民団体の支援	平成27年度 から開始	1団体
公園・緑地	都市公園の整備面積	62.44ha	118.6ha

第6章 活力あるにぎわいのまちづくり

節	目指す項目	基準値(H26)	目標(H32)
農業	認定農業者数(地域認定・認定新規就農者含む)	107人	120人
	ほ場整備率	56.4%	72.4%
林業	林道・作業道延長	130km	135km
商業	卸売業・小売業の年間商品販売額	841億円	1,000億円
	卸売業・小売業の従業者数	5,780人	6,000人
ものづくり産業	誘致企業数(既存工場の増改築を含む)	32箇所	36箇所
	工業の従業者数	5,013人	5,100人
観光	観光入込客数	2,408,467人	2,530,000人
	観光消費額	63.0億円	70.0億円

第7章 快適な生活を支えるまちづくり

節	目指す項目	基準値(H26)	目標(H32)
道路	都市計画道路(国道・府道を除く)整備率	※ 71.0%	87.6%
公共交通	コミュニティバス・ふるさとバス乗車人数	246,377人	260,000人
河川	準用指定10河川の整備率	84.8%	91.8%
水道	配水池の耐震化率	71.4%	100.0%
下水道	下水道水洗化率	85.6%	89.9%
住宅・住環境	住宅の耐震化率	80.0%	90.0%
火葬場	新火葬場整備計画等策定	未着手	策定
情報・通信	情報化推進計画に基づく年次計画の策定・推進	未着手	事業推進

※平成26年9月 都市計画道路の変更による修正

第8章 効率的で明るい都市経営

節	目指す項目	基準値(H26)	目標(H32)
行政運営	市民情報コーナーの利用者数	14,324人	15,000人
	市の審議会等における公募委員の比率	9.7%	10.0%
財政運営	市税などの収入額に対する一般会計や企業会計の借入金返済額などの割合(将来負担比率)	157.7%	152.7%
広域連携	広域連携を通じた情報発信	3回	5回